

第 5 章

分野別まちづくりの方針







© Photo by Yutaka Sato

この章では、第3章で描いた「渋谷区が目指す将来像」や第4章で提示した「都市構造」を前提に、まちづくりにおける8つの分野ごとに方針を提示します。

扱う分野は、土地利用・市街地整備、交通環境、生活しやすいまち、都市防災、都市環境、みどりと水、都市景観、産業・文化・観光の8分野です。

分野別まちづくり方針

5 都市環境 	6 みどりと水 	7 都市景観 	8 産業・文化・観光 
(6)リデュース・リユースを軸とした 3R ¹ の推進 (8)生活環境の保全・美化		(4)多様な主体による景観形成の取組み	(6)地域コミュニティの形成
	(4)多様な主体による公園・オープンスペースの魅力づくり	(1)地域特性に応じた景観形成 (2)ゆとりと潤いのネットワークを形成	(8)昼も夜も楽しめる都市
(1)省エネルギーの推進 (2)低炭素型都市の実現 (3)暑熱対策・ヒートアイランド現象 ² 対策の推進 (4)再生可能エネルギー ³ 等の活用 (5)水素社会 ⁴ への取組み推進 (7)環境学習・環境教育の推進	(1)みどりと水のネットワーク (2)みどりの保全・更新・創出 (3)みどりを生かした魅力づくり (4)多様な主体による公園・オープンスペースの魅力づくり (5)みどりと生物多様性の保全 (6)みどりの啓発		
		(3)歴史的建築物の保全と活用	(1)国際都市にふさわしいビジネス環境 (2)新しいビジネスが生まれる産業創造の場の形成 (3)文化・エンタテインメントの拠点創出 (4)地域文化の振興 (5)文化遺産と伝統文化の保全と継承 (7)渋谷の観光要素の情報発信 (8)昼も夜も楽しめる都市

3.P36 注 5 参照

4.水素エネルギーを利活用する社会



1. 現況と課題

(1) 現況

- ・渋谷区の市街地は、渋谷・新宿駅周辺や恵比寿駅周辺に代表される商業・業務系を中心とした土地利用と、京王線・小田急線沿線のまとまった住宅地等に代表される住居系の土地利用、それらと混じり合う複合系の土地利用に大別されます。
- ・平成 28 年現在の土地利用は、宅地のうち住宅用地が占める割合が 27.9%で全土地面積の約 4 分の 1 を占め、次いで公共用地が 14.2%、商業用地が 13.0%の順となっています⁵。20 年前（平成 8 年）と比較すると、住宅・商業・事務所混在用地が増加し、住宅用地が占める割合が減少しています。その要因として、バブル景気の影響が挙げられ、例えば、表参道に有名ブランドショップが次々と出店するなか、神宮前周辺の住宅地の多くが商業地に転換しました。
- ・ただし、近年は住宅・商業・事務所混在用地が減少し、住宅用地（特に集合住宅用地）は増加しています。その要因として、住宅優遇型（現住宅供給促進型）の都市開発諸制度活用や、大規模な社宅跡地におけるマンション立地等が挙げられます。
- ・区全体の建物の延床面積のうち、集合住宅、事務所施設、住宅・商業・事務所混在施設の全体に占める割合が、それぞれ約 23%と他の用途と比べて大きくなっています⁶。近年は住宅系建物が増加し、住宅・商業・事務所混在施設は大きく減少しています。また、山手線各駅周辺と幹線道路沿道で高層化が進んでいます。
- ・渋谷区のほぼ中央には、明治神宮から代々木公園に連なる大規模な緑地があり、憩いの場として、区のシンボル空間を形成しています。

(2) 課題

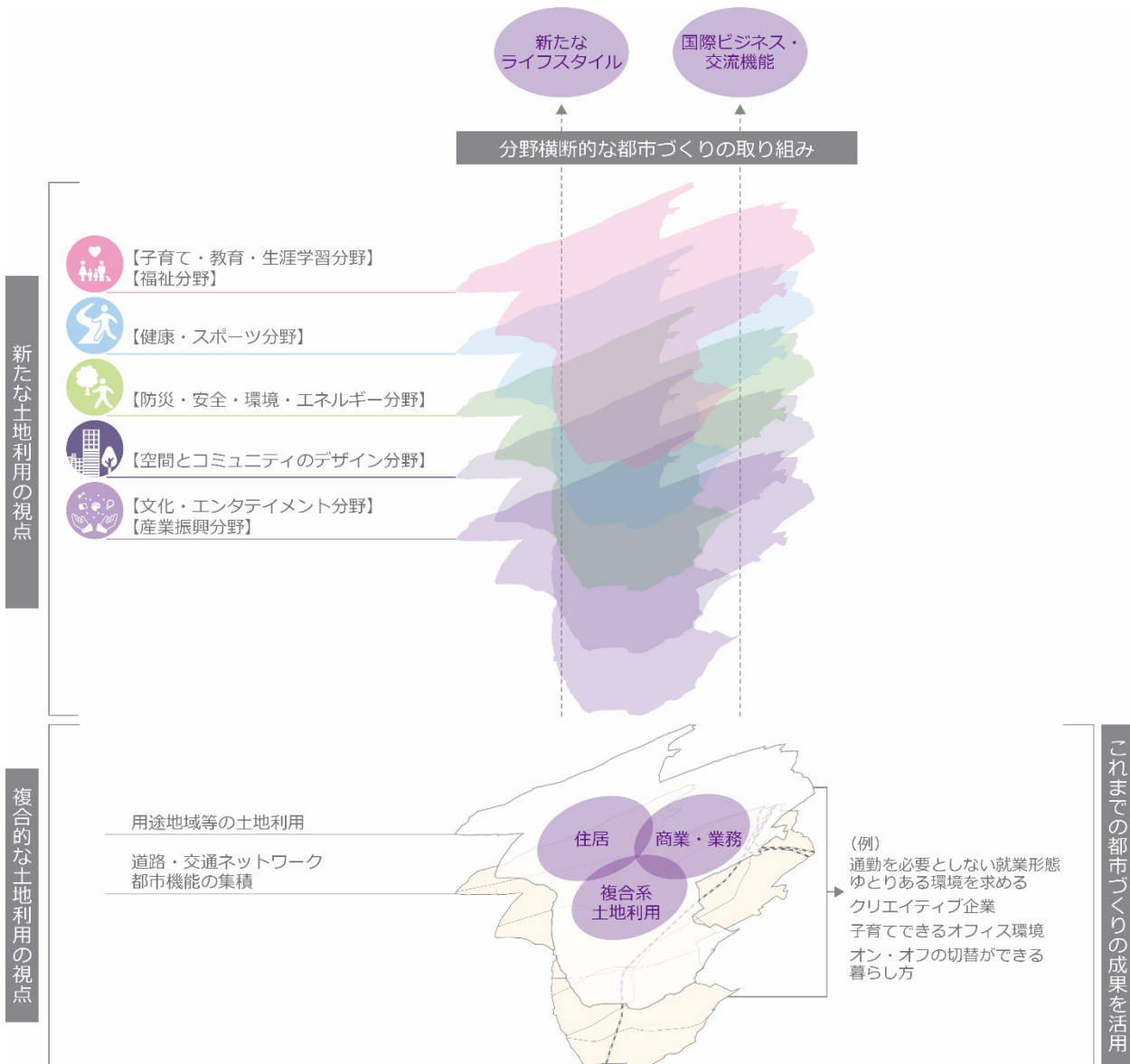
- ・商業・業務系、住居系、複合系の土地利用が共存していくことが求められます。
- ・土地利用の複合化が進んでいる地域については、地域特性や住民意向等を踏まえ、きめ細かな土地利用誘導を図る必要があります。
- ・中心拠点ゾーンとして位置付けられる渋谷・新宿駅周辺をはじめ、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮していくための拠点の育成が求められます。
- ・今後の拠点育成に当たっては、幹線道路沿道や、日常生活を支える生活中心地とともに、新たな土地利用の誘導や、景観・オープンスペースをはじめとした空間づくりを進める必要があります。
- ・渋谷区の国際競争力を向上させ更なる成長へと導くため、国際ビジネス・交流機能を強化するための都市機能誘導が求められます。

5.6.平成 28 年土地利用現況図より

2. 基本的な考え方

- ・隣接区とも連携した拠点の育成により、「渋谷区」らしい新たな価値を創造し、世界に誇れるような魅力ある成熟した国際都市を目指します。
- ・従来の商業・業務系－複合系－住居系といった用途地域に応じた土地利用区分に加えて、子育て支援、教育、福祉、みどり、健康・スポーツ、産業・文化・観光などの要素を加味した土地利用の複合化により、新たなライフスタイルや国際ビジネス・交流機能を支えます。これまでの都市づくりの成果を活用しつつ、地域特性に応じた特色のある土地利用を進めます（次ページの図参照）。
- ・単身世帯の増加や居住世帯の多様化に対応し、職住近接の推進や良好な住居系市街地の形成を図ります。
- ・クリエイティブシティシブヤの実現に向け、新たな都市型産業の誘導を図るなど、働き方の多様性に対応した市街地形成を目指します。

新たな土地利用のイメージ



以下に例示する新たな土地利用の誘導により、良好な住環境とにぎわいが共存するなど、多様なまちの機能の強化（立体的な機能の複合を含む）を進めます。

【子育て・教育・生涯学習分野】【福祉分野】

子育て支援の充実、福祉のまちづくりの推進など都市計画と福祉行政の連携を進めます。

【健康・スポーツ分野】

誰もが日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりなどを展開します。

【防災・安全・環境・エネルギー分野】

水辺空間の再生や緑化などにより、防災や環境に配慮したまちづくりを進めます。

【空間とコミュニティのデザイン分野】

地区ごとの個性・スケール感に応じた景観形成などを図ります。

【文化・エンタテインメント分野】【産業振興分野】

新しいビジネスが生まれる産業創造の場や、文化・エンタテインメントの拠点創出などを図ります。

3. 土地利用・市街地整備の方針

(1) 複合的な土地利用の展開

- ・従来の商業・業務系－複合系－住居系といった用途地域に応じた土地利用区分に加えて、子育て支援、教育、福祉、みどり、健康・スポーツ、産業・文化・観光などの要素を加味した土地利用の複合化により、新たなライフスタイルや国際ビジネス・交流機能を支えます。これまでの都市づくりの成果を活用しつつ、地域特性に応じた特色のある土地利用を進めます（前ページの図参照）。
- ・適正かつ合理的な土地利用を促進するため、立体都市計画等の手法を用いたまちづくりを推進します。
- ・単身世帯の増加や居住世帯の多様化に対応し、職住近接の推進や良好な住居系市街地の形成を図ります。
- ・住生活環境の整備において、子育て支援、教育、福祉、健康など他分野との連携を図り、分野横断的にまちづくりを推進します。
- ・住環境の整備、地域コミュニティの形成等も踏まえた、新たな総合的な住宅施策を進めます。
- ・様々な手法を活用して待機児童の解消に向けた取組みを進めるほか、多様な子育て支援施設の充実を図ります。
- ・区内には、明治神宮、代々木公園、新宿御苑などの大規模緑地があり、景観・環境上重要な資源となっています。今後ともこれらの緑地やオープンスペースを保全し、やすらぎ、交流の場として利用の増進を図っていきます。

(2) 個性を生かした地域の育成・整備

- ・中心拠点ゾーンとして位置付けられる渋谷駅周辺は、駅改良や駅前広場の整備、快適な歩行者空間の充実を進め、個性のある多様な商業・文化施設の集積を生かし、歩いて楽しい地域の形成を目指します。また、商業・娯楽施設、コンテンツ系産業、文化・交流機能等が高度に集積し、自立分散型エネルギー⁷が確保された拠点が形成されるとともに、最先端の「ファッション」や「エンタテインメント」を国内外へ発信することを目指します。
- ・中心拠点ゾーンとして位置付けられる新宿駅周辺は、業務、商業、交流、観光、宿泊、医療、居住などの多様な機能の高度な集積を生かし、東京の発展を先導する国際的な拠点形成を図ります。
- ・拠点ゾーンに位置付けられる駅周辺は、商業、文化、交流など地域の活力やにぎわいを生み出す多様な都市機能の集積を図ります。また、医療・福祉などの生活に必要な都市機能や柔軟な働き方、暮らし方にも対応する都市機能の集積を図ります。
- ・中心拠点ゾーンや拠点ゾーン以外の駅周辺は、生活中心地として生活に必要な都市機能の立地を促進します。
- ・地域のそれぞれの個性を生かしたまちづくりを進めていくため、新たな都市型産業の誘導を図るなど特徴のある拠点の形成に向けた取組みを支援し、さらなる地域の活性化を推進します。

7. エネルギー使用する場所で発電・利用し、各家庭・工場・地域でエネルギーを自給すること

(3) 土地利用・市街地整備の区分と方針

用途地域指定や土地利用の特性などを踏まえ、次の分類に従って区内の市街地の土地利用区分を行います。このうち住居系市街地については、道路整備の状況や市街地の状況に応じて、保全地区、個別改善地区、基盤改善地区の3種類の整備タイプに区分します。

これらの区分を行った結果を、次ページの「土地利用・市街地整備の方針図」に示します。

さらに、複合的な土地利用の展開及び個性を生かした地域の育成・整備を図るため、「中心拠点ゾーン」「拠点ゾーン」「生活中心地」「広域連携軸」「複合系市街地」「住居系市街地」それぞれについて、具体的地域の土地利用方針及び市街地整備方針を示します。

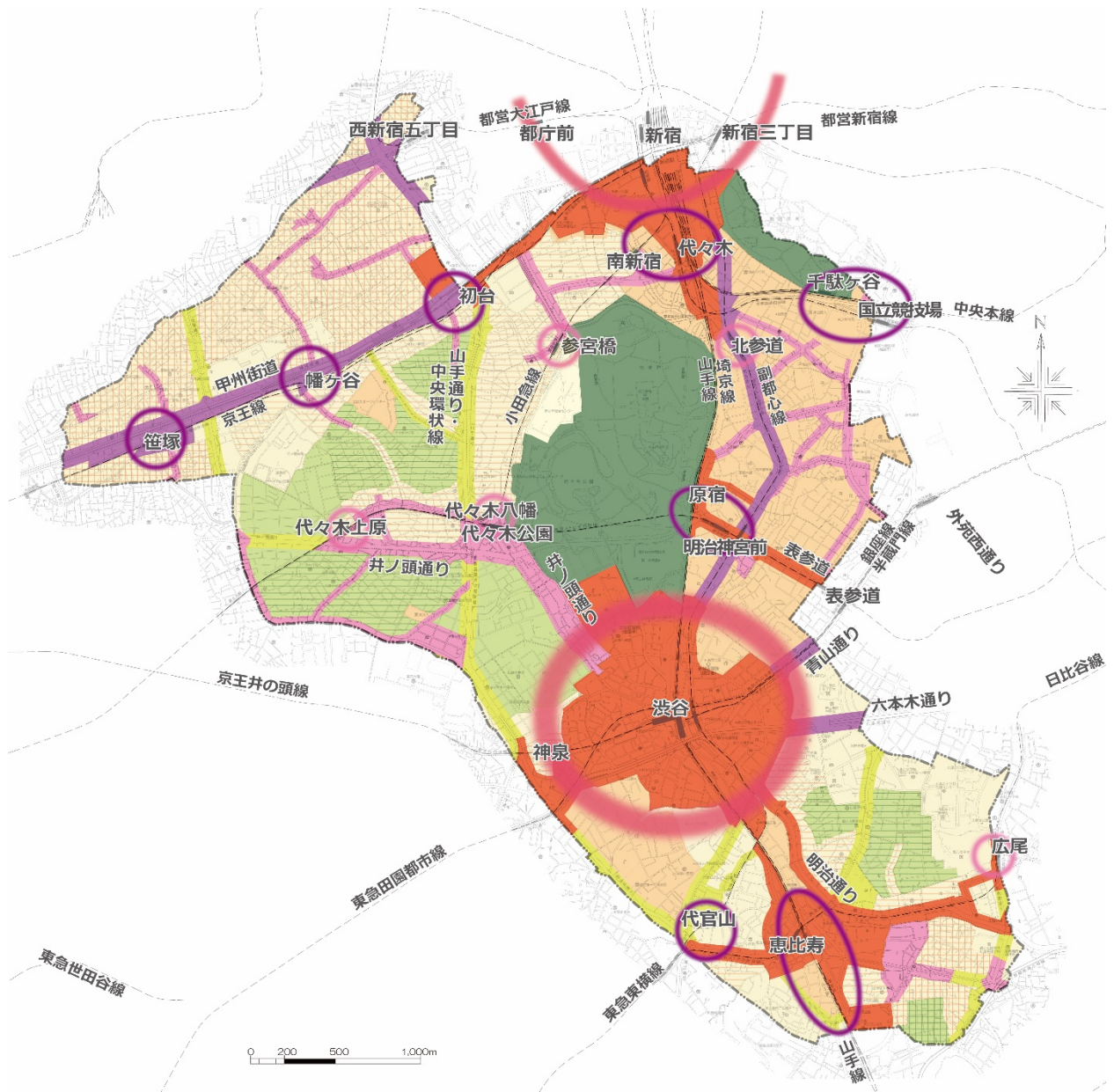
土地利用区分		
大分類	小分類	目標
商業・業務系市街地	商業・業務中心地区 沿道型商業・業務地区	住機能との調和に配慮しつつ、市街地の特性に応じて土地の高度利用を推進し、商業・業務・文化機能等の集積を図る。
複合系市街地	住居系複合地区 地域商業地区 沿道型複合地区	住機能を基本としつつ、市街地の特性に応じて商業・業務機能と住機能の共存を図る。
住居系市街地	中層住宅地区 低中層住宅地区	住機能の維持・強化を目標とし、地域の特性に応じて住環境の維持・改善を図る。
大規模な緑地		豊かな緑を保全する。

図 土地利用区分

整備タイプ	
保全地区 (個別改善地区・基盤改善地区以外の住居系市街地)	道路が整備され、良好な市街地環境を形成していると考えられる地区では、現状の良好な環境を維持・保全し、戸建て住宅と集合住宅の調和のとれたまちなみ形成を図ります。
個別改善地区	部分的に狭あい道路が分布し、道路整備が必要と考えられる地区では、建物の建替え等の機会をとらえて道路整備を推進する。また、共同・協調建替え等にあわせて、建物の不燃化を図っていきます。
基盤改善地区	狭あい道路が多く分布し、これに加えて建物が密集している地区では、道路の整備と土地の有効利用(共同化、中層化、オープンスペース確保)を一体的に推進し、あわせて建物の不燃化を図っていきます。

図 住居系市街地の整備タイプ

※住居系土地利用のみならず、地域特性に応じて特色ある複合的な土地利用を進めます。



凡例			
	中心拠点ゾーン		中層住宅地区 - 保全地区
	拠点ゾーン		中層住宅地区 - 個別改善地区
	生活中心地		中層住宅地区 - 基盤改善地区
	商業・業務中心地区		低中層住宅地区 - 保全地区
	沿道型商業・業務地区		低中層住宅地区 - 個別改善地区
	住居系複合地区		低中層住宅地区 - 基盤改善地区
	地域商業地区		大規模な緑地
	沿道型複合地区		

図 土地利用・市街地整備の方針図

1) 中心拠点ゾーンの方針


道路・交通ネットワークの高い結節性を持ち、広域的な観点から、高度な都市機能が集積する「中心拠点ゾーン」では、高度な国際競争力と強烈な地域性を兼ね備えて、未来をつくり続けるまちとして、「働く」「遊ぶ」「暮らす」など多様な都市機能の高度な集積を図ります。

将来の都市構造（再掲）		
ゾーンの名称	役割・位置付け	個別の拠点の将来像
<p>中心拠点 ゾーン</p> 	<p>高度な国際競争力と強烈な地域性を兼ね備えて、未来をつくり続けるまち「働く」「遊ぶ」「暮らす」など多様な都市機能の高度な集積を図るゾーン</p>	<p>渋谷：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の施設の更新が進み、商業・エンタテインメント、コンテンツ系産業、文化・交流機能、居住・生活機能等が複合的に集積し、生み出される先進的な文化・産業が国内外へ発信され、世界中の人々を惹きつけています。 ・まちの顔・シンボルとなるスケールから、限界性ある街並みを生むスケールまで、渋谷を体現する多様なスケールが共存したまちが形成されています。 ・歴史的資源や伝統、土地の持つ記憶を生かしたまちとなっています。 ・駅改良や駅前広場の整備、駅からまちへつながる放射状・環状方向の歩行者ネットワークの整備やバリアフリー化が進み、快適に楽しく歩けるまちが形成されています。 ・快適な歩行者ネットワークの形成により周辺地域を結び、回遊性の高い国際的な観光・商業エリアが形成されています。 ・24時間、安全で安心な活動環境が整えられています。 ・再生された渋谷川の水辺空間を軸に、みどりの遊歩道が整備されるなど、みどりと水の空間軸が形成されています。 ・先端技術を活用したエネルギーの高効率化や、エネルギーの地産・区消が推進され、サステナブル⁸な都市環境が形成されています。

土地利用区分		概ねの位置	土地利用方針	市街地整備方針
大分類	小分類			
商業・業務系市街地など	商業・業務中心地区、住居系複合地区など	渋谷駅周辺	これまで形成された多様な文化を残しながら、「遊ぶ」「働く」「暮らす」など、あらゆる活動が多様化、複合化することに対応します。 また、新たに多様な規模の産業・機能・人が高度に集積し交わる環境を形成します。	商業・エンタテインメント、コンテンツ系産業、文化・交流機能、宿泊・滞在機能、居住・生活機能等が複合的な集積を図ります。 界索性ある街並みで、渋谷らしさを体現したまちの形成を図ります。渋谷駅周辺地区の外周部分の市街地整備においては、隣接する住居系市街地に配慮した景観形成を図ります。
		渋谷駅周辺地区の外周部分	隣接する住居系市街地に配慮した都市機能の集積を図ります。 特に、神泉町、南平台町については、隣接する住宅地の環境に配慮した居住空間の形成を目指します。	駅改良や駅前広場の整備、駅からまちへつながる放射状・環状方向の歩行者ネットワークの整備やバリアフリー化を進めます。
		新宿駅周辺	新宿区側の国際的な中枢業務機能等と連携を図りつつ、新宿駅南側の玄関口として魅力の向上と、「遊ぶ」「働く」「暮らす」「学ぶ」などの活動が複合した利便性の高い土地利用を誘導します。	複合的な都市機能の集積と、周辺住機能との調和を前提とした土地の高度利用を推進します。駅からまちへつながる歩行者ネットワークの整備により、ターミナル駅前にふさわしい交通結節機能の強化を進めます。

2) 拠点ゾーンの方針


商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、生活に必要な都市機能が集積し、主要な交通結節点である「拠点ゾーン」では、固有の地域性を生かし、活発な都市活動が展開されるまちとして、多様な都市機能の集積を図ります。

将来の都市構造（再掲）		
ゾーンの名称	役割・位置付け	個別の拠点の将来像
<p>拠点 ゾーン</p> 	<p>固有の地域性を生かし、活発な都市活動が展開されるまち 多様な都市機能の集積を図るゾーン</p>	<p>代々木・南新宿：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺では、職住が近接する居住環境を支える機能が充実し、新宿駅周辺との相互の連携が図られ、住宅地との調和に配慮した土地の高度利用が進んでいます。 ・ 代々木駅周辺では、交通結節機能を有する駅の利便性をいかした市街地の更新が進み、教育・文化、商業、業務、居住などの多様な機能が集積した拠点が形成されています。 ・ ライフスタイルの提案機能やクリエイティブ機能などの多様な機能が集積し、西参道を軸としたにぎわいや文化の交流を創出するまちが形成されています。 ・ 明治通り沿道や北参道へとつながる通りの沿道などの緑のネットワークを含め、明治神宮、新宿御苑などの緑や文化的資源と調和した、緑豊かな街並みが形成されています。
		<p>恵比寿：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業やコンテンツ産業などの業務の集積、個性的な飲食店や物販店の立地、質の高い住宅の充実などにより、職住近接を生かしたクリエイティブで、ゆとりと活力のある拠点が形成されています。 ・ 住民、事業者等による地域主体の活動が活発に行われ、魅力的で交流が生まれるまちが形成されています。 ・ 渋谷川沿いに、みどりと水の空間軸が形成されています。
		<p>原宿・神宮前・表参道：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファッションやコンテンツ等の企業集積、表参道、青山通り、キャットストリート（旧渋谷川遊歩道）などの街並み、個性的な商業集積などを生かし、服飾雑貨等の生活文化の発信や交流の拠点が形成されています。 ・ 市街地の更新により高度利用を図りながら、緑豊かで職・住・遊が融合したまちが形成されています。 ・ 表参道のケヤキ並木は、計画的に更新が行われ、渋谷を代表する景観として良好に維持管理されています。
		<p>笹塚・幡ヶ谷・初台：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の高度利用や有効活用による商業施設の集積、住環境の改善、広場空間の整備が進むとともに、玉川上水旧水路緑道やにぎわいのある商店街を生かし、ゆとりや活力のある拠点が形成されています。 ・ 住民、事業者等による地域主体の活動が活発に行われ、魅力的で交流が生まれるまちが形成されています。 ・ スタートアップなど新しいビジネスが生まれる産業創造の場が形成されています。
		<p>代官山：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落ち着いた住宅や個性のある商業施設、カフェ、レストラン、コワーキングスペース⁹などが立地し、新たなライフスタイルが創造されるまちが形成されています。 ・ 国の重要文化財である旧朝倉家住宅などの文化遺産を保全・継承、活用することにより、拠点の魅力が向上しています。
		<p>千駄ヶ谷・国立競技場：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新国立競技場などスポーツ関連施設に隣接する地区であり、スポーツを核とした活発な交流が生まれ、集客力の高い、にぎわいと活力のあるまちが形成されています。 ・ 国立能楽堂を核とした能楽文化や、将棋会館を核とした将棋文化など日本伝統の文化遺産を保全・継承、活用することにより、拠点の魅力が向上しています。 ・ 千駄ヶ谷駅前には、新宿御苑との調和を図りながら土地の有効利用と高度利用を推進するとともに、文化・交流活動を支える都市機能や、にぎわいを創出する機能等を導入し、周辺の快適な歩行者空間が整備されています。

土地利用区分		概ねの位置	土地利用方針	市街地整備方針
大分類	小分類			
商業・業務系市街地など	商業・業務中心地区住居系複合地区	代々木駅、南新宿駅周辺	教育・文化機能と調和のとれた都市機能の集積を図ります。敷地の共同化等の有効利用を促進し、多様な都市機能の共存を図ります。	住民の利便性・快適性の向上に資する生活利便施設、地域コミュニティを育む交流施設など、職住が近接する居住環境を支える機能の充実を図ります。また、駅周辺の市街地の更新により土地の高度利用を促進し、地域の魅力を高める教育・文化施設や商業施設、シェアオフィスなどの新たな機能をはじめとした業務施設、多様なニーズに対応する良質な住宅など、交通結節機能を有する駅を中心として多様な機能が共存する魅力的な複合市街地の形成を図ります。
		恵比寿駅周辺	拠点の育成に向け、道路等基盤施設の充実に合わせ、商業・業務といった都市機能の誘導を図ります。周辺の住機能との調和に配慮しつつ、多様な文化資源のある恵比寿らしさを生かした都市型生活環境を形成します。	商業や業務の集積、個性的な飲食店や物販店の立地、質の高い住宅の充実などにより、ゆとりと活力のある拠点の形成を図ります。地域の魅力を高め、コミュニティを育む文化施設や交流施設など、職住近接の複合的な魅力を高める機能の充実を図ります。
		恵比寿駅周辺の外周部分	住機能との共存に配慮し、隣接する住居系市街地と調和した商業・業務機能の集積を図ります。	渋谷川沿いに、みどりとの空間軸の形成を図ります。
商業・業務系市街地・複合系市街地など	商業・業務中心地区、住居系複合地区	原宿・神宮前・表参道各駅周辺	鉄道駅周辺において商業、福祉、文化、教育といった生活機能など多様な都市機能の集積を図ります。	ファッションやコンテンツ等の企業集積、表参道、青山通り、旧渋谷川遊歩道（キャットストリート）などの街並み、個性的な商業集積などを生かし、服飾雑貨等の生活文化の発信や交流拠点の形成を図ります。
	沿道型商業・業務地区、中層住宅地区	笹塚・幡ヶ谷・初台各駅周辺		土地の高度利用や有効活用による商業施設の集積、住環境の改善、広場空間の整備を進めます。また、玉川上水旧水路緑道やにぎわいのある商店街を生かし、ゆとりや活力のある拠点形成を図ります。地域の魅力を高め、コミュニティを育む文化施設や交流施設など、地域まちづくり活動の活性化や、地域主体のまちづくりを担う人材を育成する機能の充実を図ります。
	商業・業務中心地区、沿道型複合地区、中層住宅地区	代官山駅周辺		落ち着きのある住宅や個性のある商業施設、コワーキングスペース ⁹ などが立地し、新たなライフスタイルが創造されるまちの形成を図ります。国の重要文化財である旧朝倉家住宅などの文化遺産を保全・継承、活用することにより、拠点の魅力の向上を図ります。
	住居系複合地区	千駄ヶ谷・国立競技場各駅周辺		新国立競技場などスポーツ関連施設に隣接する地区であり、スポーツを核とした活発な交流が生まれ、集客力の高い、にぎわいと活力のあるまちの形成を図ります。国立能楽堂を核とした能楽文化や、将棋会館を核とした将棋文化など日本伝統の文化遺産を保全・継承、活用することにより、拠点の魅力の向上を図ります。千駄ヶ谷駅前には、文化・交流活動を支える都市機能や、にぎわいを創出する機能等を導入し、周辺の快適な歩行者空間を整備します。

3) 生活中心地の方針


中心拠点ゾーンや拠点ゾーン以外の鉄道駅周辺は、「生活中心地」として、人々の活動や交流の場を育む買い物や日常生活サービス機能の集積を図ります。

将来の都市構造（再掲）		
ゾーンの名称	役割・位置付け	個別の拠点の将来像
生活中心地 	買い物や日常生活サービス機能が充足するまち	<ul style="list-style-type: none"> 代々木八幡、代々木上原、広尾をはじめとした鉄道駅周辺は、生活拠点としてのサービス機能の充実と、交流拠点としての空間づくりが進んでいます。さらに、歩行空間や自転車、バス等を円滑・快適に利用できるための施設整備が進んでいます。 北参道駅周辺は、ファッション等の企業集積や个性的な商業集積などを生かした个性的な街並みが形成されています。 参宮橋駅周辺は、西参道など新たな文化交流空間の軸が形成されています。

土地利用区分		概ねの位置	土地利用方針	市街地整備方針
大分類	小分類			
複合系市街地・住居系市街地など	沿道型商業・業務地区、地域商業地区、住居系複合地区、中層住宅地区	中心拠点ゾーンや拠点ゾーン以外の鉄道駅周辺	特徴ある商店街やコミュニティインフラ（道路、公園、集会施設、子育て支援施設、高齢者介護施設、教育文化施設など）の形成を図ります。	代々木八幡、代々木上原、広尾をはじめとした鉄道駅周辺の整備に当たっては、生活拠点としてのサービス機能の充実と、交流拠点としての空間づくりを行います。さらに、歩行者や自転車が円滑・快適に利用できるための施設整備を推進します。 また、土地利用方針で、地域商業地区として位置付けられた路線型商店街についても同様に、各種生活サービス機能の充実を目指します。

4) 広域連携軸の方針

区内の拠点間をつなぎ隣接区の拠点間を結ぶ幹線道路及びその沿道は広域連携軸として、これらが接続する拠点や周辺市街地との調和を図りながら、広域的な連携や交流を支える機能の集積を図ります。

将来の都市構造（再掲）		
軸の名称	路線	役割・位置付け
広域連携軸 	明治通り、六本木通り、表参道 青山通り、玉川通り 甲州街道	商業地域（路線型） 住機能との調和に配慮しつつ、商業業務機能等の集積を図っていく都市軸
	井ノ頭通りの一部（放射 23 号） 山手通り 外苑西通り	複合系市街地 住機能との調和に配慮しつつ、商業業務機能に加えて、沿道サービス機能、住機能等を併せ持つ都市軸

土地利用区分		概ねの位置	土地利用方針	市街地整備方針
大分類	小分類			
商業・業務系市街地	商業・業務中心地区、沿道型商業・業務地区	明治通り、六本木通り、青山通り、甲州沿道など	景観や住機能との調和に配慮しつつ、商業・業務・生活支援機能の強化を図り、沿道型の商業・業務軸として魅力ある空間の形成を目指します。	各道路の性格に応じて住機能との調和に配慮しつつ、土地の有効利用を推進します。また、より快適で魅力あるまちなみ空間形成を図るため、沿道の景観誘導を推進します。
		竹下通り	商業・業務・生活支援機能の強化を図り、沿道型の商業・業務軸として魅力ある空間の形成を目指します。	個性的な商業集積などを生かし、生活文化の発信や交流拠点の形成を図ります。
複合系市街地	地域商業地区、沿道型複合地区	井ノ頭通り、山手通り、外苑西通りほか、幹線道路沿道	各路線の性格に応じて住機能との調和に配慮しつつ、土地の有効利用を推進します。	幹線道路のうち、延焼遮断帯 ¹⁰ に位置付けられている道路沿道の建物は、不燃化を促進します。また、より快適で魅力ある空間形成を図るため、沿道の景観誘導と環境対策を推進します。

10.市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道などと、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間

5) 複合系市街地の方針

土地利用区分		概ねの位置	土地利用方針	市街地整備方針
大分類	小分類			
複合系市街地	住居系複合地区	代々木駅・千駄ヶ谷駅周辺、明治通り・外苑西通り沿道の後背地等	住機能を中心としつつ、商業・業務・生活支援機能と複合した住宅地として、住みやすさと利便性とを併せ持つ居住空間の形成を目指します。	住居系複合地区は、住機能と商業・業務機能の調和をめざし、良好な環境を維持・改善すべき地区です。 整備に当たっては、地域の特性に応じた建物の複合化等により、良好な複合市街地の形成を図ります。また、職住近接を支える商業等の生活サービス機能の維持・充実を図ります。 生活道路の未整備な地区、また敷地が狭小で密集した地区においては、建物の共同化により土地の有効利用を図り、市街地環境の改善を進めます。
	地域商業地区	初台、幡ヶ谷、笹塚、代々木八幡、代々木上原、参宮橋の各駅周辺と、接近する路線型商店街等	区民の日常生活を支えるため、各種生活サービス機能の充実を目指します。	路線型商店街については、生活中心地と同様に、各種生活サービス機能の充実を目指します。
	沿道型複合地区	旧山手通り、補助5号線等の沿道	沿道サービス機能や、生活サービス機能の立地とともに、住機能の維持・拡大を図ります。	地域の特性を踏まえた良好な複合市街地の形成を図ります。また、職住近接を支える商業等の生活サービス機能の維持・充実を図ります。

6) 住居系市街地の方針

土地利用区分		概ねの位置	土地利用方針	市街地整備方針
大分類	小分類			
住居系市街地	低中層住宅地区	山手通り、井ノ頭通り、明治通り沿道の後背地等	独立住宅と集合住宅が混在する住宅地として、良好な環境を維持・保全します。 低層住宅と、土地の有効利用により創出される中層住宅との共存により、ゆとりある住環境の形成を図ります。	<p>保全地区：</p> <p>敷地にゆとりがあり、都市基盤が整った住宅地では、保全地区として、将来にわたり独立住宅と低中層の集合住宅が共存した良好な環境を維持・保全します。 建物の業務利用を抑制し、同時に敷地内外等の緑化を進め、ゆとりと潤いのある低中層住宅地を形成していきます。</p> <p>個別改善地区：</p> <p>部分的に生活道路が未整備で密集した市街地が混在している地区を、個別改善地区と位置付けます。 市街地の整備は、建物の更新等の機会にあわせた生活道路の整備を基本とし、独立住宅と低中層の集合住宅が共存した快適な市街地の形成を図ります。</p> <p>基盤改善地区：</p> <p>生活道路が未整備で密集した市街地を形成している地区を、基盤改善地区と位置付けます。 市街地の整備に当たっては、生活道路の整備と建物の共同化を進め、あわせて建物の不燃化を行うことにより、住環境の整備と安全な市街地の形成を図ります。</p>
	中層住宅地区	甲州街道、山手通り、明治通り、六本木通り沿道の後背地等	都市基盤整備と土地の有効利用により、建物の中層化を進め、住環境の維持・向上を図ります。	<p>保全地区：</p> <p>都市基盤が整い、一団地として計画された住宅団地や、敷地に余裕のある市街地は、保全地区として、将来にわたり中層の集合住宅を主体とした良好な環境を維持・保全します。</p> <p>個別改善地区：</p> <p>部分的に生活道路が未整備で密集した市街地が混在している地区を、個別改善地区と位置付けます。 市街地の整備は、建物の更新等の機会にあわせた生活道路の整備と、建物の共同化による木造住宅密集地域¹¹の改善を基本とし、土地の有効利用を図りつつ快適な中層住宅地の形成を図ります。</p> <p>基盤改善地区：</p> <p>生活道路が未整備で密集した市街地を形成している地区を、基盤改善地区と位置付けます。 市街地の整備は、生活道路の整備と建物の共同化・中層化による木造住宅密集地域¹¹の環境改善を基本とし、あわせて建物の不燃化を行うことにより、安全な中層住宅地の形成を図ります。</p>



安全で快適な交通環境創出の方針

1. 現況と課題

(1) 現況

- ・都市計画道路の整備済区間の延長は平成 28 年現在で 44.9 km であり、整備済は約 8 割となっている¹²など、主要な幹線道路の整備は進んでいます。
- ・幅員 12m 以上の道路等は、都心部から放射状に延びる国道やこれを補完する都道などに多くみられます。一方、幅員 4m 未満の狭い道路等は、本町、幡ヶ谷、笹塚をはじめ、区内全域にみられます。
- ・公共交通ネットワークは、都営地下鉄大江戸線、東京メトロ副都心線の整備が完了し、新駅として国立競技場駅、北参道駅、明治神宮前（原宿）駅が整備されました。平成 25 年には東急東横線渋谷駅が地下駅となり副都心線と相直、広域的な鉄道網が整備され、利便性がさらに高まりました。
- ・渋谷駅、代々木駅、新宿駅南口などで駅整備が進捗し、交通結節機能の強化が進みました。
- ・コミュニティバス「ハチ公バス」の運行をはじめ、区内バス路線は充実しています。

(2) 課題

- ・狭あい道路の解消は今後の課題として残されています。生活道路に通過のための車輛が進入し、歩行者が安心して歩くことができないという問題も生じています。
- ・東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）等の計画を踏まえ、路線の事業促進及び見直しが必要です。また、歩車分離・歩車共存のあり方の検討を含めた主要な生活道路の計画的な整備推進を図り、防災面等に配慮したまちづくりを進める必要があります。
- ・発達した公共交通網も、高齢者や障がい者など移動制約者の立場から現況を見ると、多くの問題点を有しています。施設のバリアフリー化は、今後も進めていく必要があります。
- ・バスタ新宿が開業しましたが、中・長距離バスの発着場が不足しています。
- ・大規模改修や更新が必要となる道路や橋梁などのインフラ、駅などの公共施設等が増加することが見込まれることから、利用需要の変化を踏まえた長期的な視点をもって大規模改修や更新・建替えなどを計画する必要があります。
- ・道路や広場でのイベントなどパブリックスペース¹³の利活用により、多様な人々が街の魅力をつくり、発信できることが求められています。

12.平成 28 年土地利用現況図より

13.P61 注 2 参照

2. 基本的な考え方

- ・あらゆる人がパブリックスペース¹³を自分の居場所やスポーツ空間などにしている未来を目指して、公共空間を活用した都市空間の魅力向上を図ります。
- ・優先的に整備が必要な都市計画道路、防災上重要な道路等の整備や、狭あい道路の解消を目指します。
- ・誰もが快適に移動できるよう、交通手段の多様化と円滑な移動の連続性確保を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- ・道路、橋りょう、トンネル等の適切な維持管理や老朽化対策を推進します。

3. 交通環境創出の方針

(1) 人が中心の道路空間づくり

1) 人と人のつながりができるパブリックスペース¹³

- ・道路や広場については、地域のつながり等の要素も大切にしながら、新しいカルチャーやビジネスを生み出す都市のメディア（媒体）となり、あらゆる人が思い思いに過ごし、交流できる自分の居場所となるような開かれた場所としての空間デザインを目指します。
- ・道路空間の利活用を促進するなどにより、区内外の多様な人々が協働・交流することができ、まちの魅力をつくり出し、発信できる場の整備を進めます。
- ・人中心の多様な活動を促す道路や広場を創出するため、マネジメント活動等の主体づくりを支援します。
- ・パブリックスペース¹³（公共空間）を生かすことは、まちそのものの魅力を高めることにつながります。そのため、公共空間利活用の方針検討や、実現に向けた社会実験等の試みを検討します。

2) スポーツやウォーキング環境の整備

- ・夜間でも早朝でも楽しく歩いたり、走ったりできるように歩道に距離表示をする等、いつでも手軽に安全、安心なウォーキング環境を整えます。
- ・パブリックスペース¹³のスポーツ空間としての活用など、公共空間を軸とした都市空間の魅力向上を図ります。

3) 道路の段階構成

- ・土地利用や他の都市施設との十分な連携のもとに、以下の段階構成の道路を適切に組み合わせることにより体系的な道路交通網の形成を図ります。

①自動車専用道路：広域的な交通を分担する自動車の専用道路

②幹線道路

広域幹線道路：広域的な交通を分担し、都市の骨格を構成する道路
都市計画道路の放射線と環状線

地区幹線道路：区内及び周辺区との連絡交通を分担する地域サービス道路
都市計画道路の補助幹線

③主要生活道路：生活道路の交通を集め、地区幹線道路に連絡する道路

消防活動困難区域の解消のため幅員概ね6m以上とする。

なお、主要生活道路のうち、木造住宅密集地域¹¹において、円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路を主要生活道路（防災生活道路）とする。特別の事情によりやむを得ない場合は、地域の実情に応じて幅員4m以上とする。

④生活道路：各宅地に接続する宅地サービス道路

狭あい道路を解消し、円滑な消火・救援活動及び避難を可能とするため幅員4m～6mとする

4) 幹線道路の整備

- ・安全で快適な移動、円滑な交通の流れ、景観形成や防災性の向上等の観点から、幹線道路の整備を進めます。特に、補助 18 号線など東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）で優先整備路線に位置付けられた路線について、優先的な整備を促進します。
- ・都市計画道路の見直し候補路線について、地域や関係機関との調整を図りつつ見直しを検討します。なお、補助 164 号線の廃止区間については、人が中心の道路空間の創出など、まちづくりにおける成果をあげています。

5) 生活道路網の整備

- ・生活道路網は、幹線道路に囲まれた地区内において通過交通を抑制し、地区内の一般車輛及び生活サービス自動車通行と歩行者・自転車などが安全・快適に共存できる道路網の形成を目的とし、①主要生活道路、②防災生活道路及び生活道路に区分して整備を促します。
- ・主要生活道路は、通勤・通学、買い物など区民の日常生活に最も関わりの強い道路として、幹線道路及び鉄道網とネットワーク化することにより区民生活の利便性・快適性の向上を目指すものです。また、災害時の地域の避難・救助活動の中心となる道路として市街地の安全性という面からも整備を推進します。消火活動のために必要な幅員概ね 6m を目標に整備します。なお、主要生活道路のうち、木造住宅密集地域¹¹において、円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路を主要生活道路（防災生活道路）とします。特別の事情によりやむを得ない場合は、地域の実情に応じて幅員 4m 以上とします。
- ・生活道路は、主要生活道路から個々の宅地へのアクセスを確保する道路であり、宅地利用に最低限必要とされる道路です。4m以上の幅員を確保していくこととし、道路に面した宅地において、建替え時等の機会をとらえて建築物や塀の後退により順次整備を図っていきます。
- ・歩道の整備が困難な主要生活道路及び生活道路については、歩行者優先の安全な歩行空間の確保に向けた整備を促します。
- ・既存歩道が整備されている道路においても、現状の道路空間の使われ方を踏まえ、道路空間の再配分を進めます。

6) 無電柱化の効果的な推進

- ・災害時の安全性を高め、通行しやすい都市空間を形成するため、今後整備する都市計画道路や大規模開発に合わせ、無電柱化の整備を推進します。
- ・防災性を高める狭あい道路整備や沿道建築物の不燃化とあわせて、開発と一体的な無電柱化の取組みを促進します。

(2) 公共交通ネットワークの強化

1) 交通結節機能の強化

- ・鉄道駅の交通結節機能を強化するために鉄道事業者による駅舎・駅前広場等の整備に際し、バリアフリーの実現、乗り継ぎの利便性の向上、混雑解消等を誘導します。
- ・特に渋谷駅などのターミナル駅においては、開発の機運の高まり等による将来的な利用需要の増加を見据え、更なる駅空間の量的な拡充により利便性・安全性の向上を図るとともに、駅空間の質的な拡充も目指していきます。

2) コミュニティバスの運行体制の充実

- ・現行4路線の利用実績の検証や利用者の声を拾い、区民のニーズや福祉的な観点から、運行頻度やルートの見直しに取り組みます。
- ・こうした取組みにより、ハチ公バスの運行体制の再編を図り、区民・来街者が気軽・快適に移動できる公共交通網の形成を実現します。

(3) 自転車ネットワークの整備

1) 通行性を確保する自転車ネットワークの整備の推進

- ・自転車の通行ルートを適切に誘導するため、自転車安全利用ネットワーク路線として整備し、歩行者・自転車・自動車の通行位置を明確化することを基本としながら、関係機関との連携を図り自転車通行空間の整備を推進します。
- ・自転車の交通安全教育を推進するとともに、駅周辺放置自転車対策を講じます。
- ・自転車駐車場の配置計画を策定し、渋谷のまちの回遊性向上と放置自転車の削減を図ります。

2) コミュニティサイクル（自転車シェアリング）等の取組みの推進

- ・区民の日常的な移動だけでなく、来街者の買物、ビジネス、観光等様々な目的で気軽に利用できる交通手段として、コミュニティサイクル（自転車シェアリング）等の取組みを推進し、渋谷のまちの回遊性向上環境負荷の低減を図ります。

(4) 誰もが快適に移動できる手段の強化

1) まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進

- ・誰もが安全・安心・快適に移動ができるよう、駅周辺での移動の連続性を確保したり、地上と地下空間の移動がスムーズに行えるようにしたり、歩行空間における段差、勾配等の解消や、分かりやすい案内表示等、ユニバーサルデザインの視点に立った交通まちづくりを推進します。

2) 新たなモビリティ¹⁴の導入検討

- ・誰もが快適に移動できる新たなモビリティ¹⁴の社会実験を検討し、世界に先駆けた先進的な交通環境形成を目指します。

(5) 外国人等多様な来街者にも分かりやすい標識（サイン）の環境整備

- ・「渋谷区公共サインガイドライン」¹⁵を踏まえ、区内全域で分かりやすい公共サインや案内サインの整備を進めます。

14.P61 注3 参照

15.今後、国内外から訪れる多くの方々が、渋谷を巡り歩いて楽しめるような公共サインを整備していく必要があり、分かりやすい統一的な公共サインを整備するための公共サインガイドライン

- ・外国人等の多様な来街者にもわかりやすい標識（サイン）等を設置することにより、駅周辺等の回遊性の向上を図ります。

（6）インフラ・公共施設等の長寿命化

- ・道路、橋りょう、トンネル等のマネジメントを徹底し、利用需要の変化に対応した大規模改修や更新・建替えなどを長期的な視点をもって計画し、適切な維持管理や老朽化対策を推進します。
- ・国のインフラ長寿命化基本計画¹⁶を踏まえて策定された渋谷区公共施設等総合管理計画¹⁷に基づき、橋りょうやトンネル等個別施設の適切な管理を図ります。

（7）渋谷駅周辺地域まちづくり

1) 多層にわたる広場・デッキ・通路とそれらを結ぶ立体的な都市基盤の整備

- ・渋谷駅中心地区では、官民連携で渋谷の特徴である谷地形を活用し、多層に渡る歩行者ネットワークの整備を図ります。
- ・各開発事業を通じて、多層な都市基盤やまちを上下につなぎ、地下及びデッキから地上に人々を誘導する、まちに開かれた縦軸空間である「アーバン・コア」などまちの高低差や分断を解消する施設を整備し、安全で快適な移動ができる都市空間を創出します。
- ・渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画における渋谷駅周辺施設及び道路のバリアフリー化を推進するとともに、区立施設、歩道のバリアフリー化等を図ります。
- ・老朽化が進む猿樂橋については、橋りょうの架替え等を含めた抜本的な検討を進めます。

2) 回遊性を確保する歩行者ネットワークの強化

- ・渋谷駅を中心に放射軸とリング状道路により歩行者の回遊性の向上を図り、更に開発事業などと官民連携した多層な都市基盤に対応した歩行者ネットワークの構築を図り、快適な歩行環境を整備します。
- ・渋谷駅東西のまちの分断を解消する東西自由通路を整備することによって、連続する歩行者ネットワークを形成・強化し、誰もがめぐり歩いて楽しいまちを創出します。
- ・歩行者ネットワークの起点・結節点には、誰もが憩い集う広場空間を整備します。

3) 歩行者が安全で歩いて楽しい街並みを実現するための集約駐車場¹⁸及び地域荷捌き施設の整備

- ・歩行者と車の錯綜を抑制し安全性を向上するため、集約駐車場や地域荷捌き施設の整備を行い、渋谷駅周辺の交通ネットワークの整備を進めます。
- ・渋谷駅のまちづくりにとって重要な路面店の形成を行うため、駐車場の出入口を抑制し、にぎわいの創出に寄与します。

4) 中・長距離バスの発着場の整備

- ・空港や各都市とのアクセス機能を強化するため、中・長距離バスの発着場の整備を図ります。

16.老朽化対策に関する政府全体の取組み

17.公共施設等の計画的な管理による老朽化対策・長寿命化を目指す計画

18.駐車場を集約化することで、自動車流入を一部抑制するとともに、自動車と歩行者の動線分離を図ること

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のあゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて



図 交通整備の方針図

凡例	
	広域幹線道路 (完成・概成)
	地区幹線道路 (完成・概成)
	広域幹線道路 (事業認可部分)
	地区幹線道路 (事業認可部分)
	広域幹線道路 (計画決定部分)
	地区幹線道路 (計画決定部分)
	廃止部分 (旧補助164号線)
	第四次見直し候補路線
	第四次優先整備路線
	回遊を強化するネットワーク (構想)
	鉄道 (既設)
	大規模な緑地

1. 現況と課題

(1) 現況

- ・近年、渋谷区では、出生数が増加傾向にあるとともに、区内への転入者が区外への転出者を上回っており、社会増による増加傾向が続きます。単身世帯や居住年数が短い世帯が増加し、一方、ファミリー世帯が減少しています。
- ・区ではダイバーシティ¹⁹施策を推進しており、外国人居住者、単身世帯、高齢者世帯をはじめ居住世帯の多様化が見込まれます。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労形態や就労時間の多様化が進みます。
- ・渋谷区の合計特殊出生率（1.09、平成29年）は増加傾向にあるものの、東京都（1.21、平成29年）や全国（1.43、平成29年）と比べて低い水準にあります²⁰。
- ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、日常生活に不安があったり、病気などの際に周りに頼れる人がいないという高齢者が、今後増加していくことが見込まれます。
- ・インターネット販売の隆盛、多様な業態の商業施設の出店など商業構造の変革が進む中、商店街など地域に密着した商業機能の衰退が懸念されます。

(2) 課題

- ・単身世帯の増加や居住世帯の多様化に対応し、多世代同居・近居の促進等による隣近所や地域とのつながりなどコミュニティを育む生活環境づくりが求められています。
- ・建物の老朽化と居住者の高齢化という二つの老いが進行し、マンションの建て替え更新を促す仕組みが必要です。
- ・高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の安定した居住の確保が求められています。
- ・将来予測される人口減少、高齢化時代を見据えて、出生率向上につなげるためにも、「渋谷区で産み、育てたい」と思えるようなまちづくりが必要です。
- ・子どもたちの成長にとって重要ないきいきと遊ぶことのできる屋外環境の確保・整備が必要です。
- ・渋谷区には、複数の大学を含めた教育機関や多くの民間企業等が立地しており、多くの小・中学校でも、大学や民間企業との連携を図っているところです。多様な学習資源を活用して、生涯学習活動をさらに充実させることが重要です。
- ・高齢者や障がい者など支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるように、社会参加がしやすい環境や仕組みを整備するとともに、児童・生徒などの安全確保も含めた、あらゆる人が助け合って暮らす共生社会の実現を図ることが必要です。そのためにも、福祉や介護、医療、健康・スポーツ、教育など、分野横断的な対応が求められています。
- ・高齢者や障がい者、車いすやベビーカーの使用者等、誰もが安全・安心・快適に移動できるまちづくりが求められています。
- ・多様な居住者に対して、地域コミュニティの関わりを促していくことが求められているため、地域コミュニティ形成の場としての商店街の新たな魅力づくりが必要です。

19.P3注4参照

20.東京都福祉保健局、厚生労働省より

2. 基本的な考え方

- ・居住世帯の多様化に対応し、ダイバーシティ¹⁹やインクルージョン²¹の理念を踏まえた住宅政策や地域コミュニティの維持・強化を図ります。
- ・少子高齢化が進展する中、都市計画と福祉行政が連携した住宅政策を構築し、まちのアクセシビリティと安全の確保、交通施策、生活空間や建物のあり方を一体的に計画し、まちづくりを推進します。
- ・日常生活の中で、気軽にスポーツや運動ができるよう、体操、ウォーキング、ランニングコースや自転車走行空間の整備を進めます。
- ・区民の安全な暮らしを守り、来街者が渋谷のまちを安心して訪れることができるように、防犯面での取組みを強化します。

3. 生活しやすいまちづくりの方針

(1) 安全・安心な住環境の形成

- ・災害に強い市街地を形成するため、耐震性の低い木造住宅や分譲マンションの耐震化や建て替えを推進します。
- ・都営住宅の移管、区営・区民住宅の供給、住宅確保要配慮者の居住支援等、住環境の整備、地域コミュニティの形成等も踏まえた、新たな総合的な住宅施策を確立していきます。
- ・増加する老朽化したマンションに対し、老朽度の調査・診断に対する補助、建替え計画等の作成への支援、マンション管理の適正化等、老朽マンション等の再生の促進に向けた施策を推進します。
- ・空家等²²の適切な管理についての啓発を行うとともに、区民からの相談体制を構築する等、総合的かつ計画的な空家等²²対策を推進します。

(2) コミュニティを育む住生活環境の整備

- ・多世代同居・近居の実現や地域コミュニティとの連携、ニーズに応じた住宅のマッチングなどにより、区内で住み替えできる多様な暮らしの場を確保します。
- ・居住者同士の交流とプライバシーの確保が両立した「コレクティブハウジング²³」の誘導や、公営住宅の共用部を活用するなど、生活を共同で行うライフスタイルを支援します。
- ・空家等²²を含めた既存ストックについて、地域のニーズや所有者の意向を踏まえた様々な用途に活用されることを促進し、地域コミュニティの活力向上につなげます。
- ・マンションの適正な維持管理の促進とマンション管理組合の活性化に向けた施策を推進します。
- ・子どもや高齢者、障がい者、また、居住外国人など多様な人々がつながり、相談や支援ができるネットワークの整備を推進します。
- ・まちづくり協議会や不動産関係事業者等と連携し、住民等が自分たちで住宅地を「マネジメント」という意識を啓発し、住民がまちに関心を持ち続ける、関わり続ける、活動し続ける取組みを進めます。

(3) 子育て支援の充実

- ・子育て中の保護者の就労形態や就労時間が多様化する中で、一時保育や定期利用保育、病児・病後児保育、障がい児保育等の様々な保育ニーズに対応したきめ細やかな保育サービスの充実を図ります。
- ・ファミリー世帯が、職住近接を実現しつつ、地域コミュニティと連携して子育てが行えるよう、子育てに適した住宅の供給促進を図ります。
- ・子どもが自由に安心して外遊びができるよう、プレーパーク²⁴事業を推進するとともに、遊具の配置や、小学校の校庭や保育園の園庭開放など、遊び場の整備・確保を進めます。あわせて、団体や事業者などと連携を図り、その大切さを発信するなど、外遊びに対する理解を高める取組みも進めます。

22 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く（空家特措法2条1項）。

23 家事や育児などを協働で行うことを前提に、共用の台所や食事室、子どもの遊び場などが設けられ、入居者間のコミュニティ形成が図られている都市型集合住宅。高齢者や単身者、子どもがいる共働き夫婦など様々な世帯が、それぞれ自分たちの出せる労力や資力を持ち寄ることで、個人の家事負担を分かち合い、豊かな人間関係を築くことを目的としている。

24.P66注6参照

(4) 福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者等の生活を支える医療・介護保険サービス・生活支援・介護予防・住まいなどのサービスを、適切、かつ円滑に提供し、誰もが安心して住み続けられるようにする「地域包括ケアシステム」の構築をはじめ、障がい者等を地域で支える共助ネットワークの整備、地域生活支援拠点の段階的整備を進めます。
- ・地域における、気軽に参加できる集いの場、楽しい時間を過ごせるサロン（集いの場・居場所）づくりを推進します。
- ・誰もが文化・スポーツ活動などの生涯学習をする機会を広げるために、関連する施設や事業の情報提供を充実させます。
- ・最新テクノロジーやデザインの力によって、新たな福祉の価値を創造する活動の支援や情報発信等を推進し、地域活性化につなげます。
- ・高齢者や障がい者等が住み慣れた地域に安心して住み続けられるようにするため、高齢者・障がい者等住宅等の整備、グループホーム²⁵の拡充、民間賃貸住宅への居住支援を進めます。
- ・障がい者等に対して、療養や保育の充実、通所施設・サービスの機能充実、移動支援サービスの充実など、ライフステージに沿った切れ目のない支援を目指します。

(5) スポーツまちづくりの推進

- ・「渋谷区 15k m²の運動場」を掲げ、区内にある様々な「する+見る+支える+つながるスポーツ」空間の活用を図ります。
- ・区内にあるスポーツ施設を子どもから高齢者まであらゆる世代が利用しやすいように、機能や設備、運営内容を充実させることにより、区民の運動習慣の定着を図り、施設の利用頻度が向上することで、地域の人々が交流できる場を創出します。

(6) オープンスペース等を活用した健康まちづくりの推進

- ・道の歩行距離表示、階段の消費カロリー表示等、思わず体を動かしたくなる工夫をし、公共空間で子どもから高齢者までが楽しく運動できる機会を増やします。
- ・健康推進にとどまらず、リハビリや疾病予防の視点からも、日常生活の中で 24 時間いつでも気軽に安心して散歩できるような歩行空間を形成します。また、渋谷の地形や地域特性等を活用したウォーキングイベントの開催支援など、健康習慣が生活の一部となるような環境整備と健康政策の一体化を推進します。
- ・遊歩道、公園や学校施設など公共空間を活用して、昔遊び、ウォーキングや体操など、日々の健康づくりや運動機能の向上に役立つ活動ができる機会を提供します。

(7) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・高齢者や障がい者が安全に暮らすことができるように、既存の公共施設では必要なバリアフリー化を行うとともに、新たな施設設置についてはユニバーサルデザインに配慮した施設配置をしていきます。
- ・高齢者や障がい者、妊産婦、けが人等、あらゆる人々が自由に安心して外出できるまちとしていくため、多くの人に利用される施設のバリアフリー化を推進します。
- ・公園や公共施設等におけるトイレの整備、まちや建物内の案内情報のユニバーサルデザイン化を進めます。
- ・すべての人にとって、移動しやすく、利用しやすい環境を実現するため、区、区民、事業者等、が連携し、施設や道路等のバリアフリー化のみならず、心のバリアフリー化を進めます。

(8) 商店街の魅力向上

- ・商店街の環境整備を通じて魅力向上を図るなど生活支援サービスの誘導を図り、生活中心地等の充実を促進します。
- ・商店街路灯のLED化、防犯カメラの整備など、商店街の環境整備を通じて魅力向上を図り、安心感を持って人々が集い、楽しむことのできる商店街づくりを支援します。
- ・商店街等において、地域が自分たちで「ブランディング」し、「マネジメント」という認識を啓発し、住民や事業者等がまちに関心を持ち続ける、関わり続ける、活動し続ける取組みを進めます。

(9) 区民や来街者の安全・安心の確保

- ・区民や来街者の安全・安心を確保するために、繁華街や通学路、区立公園などを中心に防犯カメラの設置等により、区内の防犯体制の強化を図ります。
- ・関係機関と連携を図りながら、公共の場において行われている客引きや悪質スカウト行為等の防止に向けて、様々な啓発活動を実施することにより、安心して歩くことのできるまちづくりを進めます。
- ・学校や地域の諸団体、関係機関等による地域ネットワークを構築し防犯パトロールなど地域の人々の目を生かした見守りによる防犯活動を推進することで、安全・安心なまちづくりを推進します。

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて



図 生活しやすいまちづくりの方針図

凡例	
●	区役所・出張所・区民サービスセンター
●	病院
●	地域包括支援センター
●	子育て支援センター
●	子育て支援施設（区立 / 私立保育園・ 認証保育所・区立保育室・幼保一元化施設）
●	幼稚園（区立 / 私立幼稚園）
+	スーパー
+	コンビニ
■	商店街（参考）
■	大規模な緑地

1. 現況と課題

(1) 現況

- ・渋谷区の全建物棟数 37,361 棟のうち、耐火造、準耐火造は 24,024 棟（約 64%）となっています²⁶。また、渋谷区の全建築面積 537.3 万㎡のうち、耐火造、準耐火造の建築面積が 439.7 万㎡（約 82%）となっています²⁷。
- ・平成 18 年度から平成 28 年度までの推移をみると、非耐火構造の建築面積及び延床面積が減少し、耐火構造の建築面積及び延床面積が増加しています。耐火造は平成 28 年度で減少に転じましたが、これは渋谷駅周辺の再開発事業など大規模な施設等の建替えが要因と考えられます。
- ・平成 18 年度から平成 28 年度までの不燃化率の変化をみると、区平均で約 15%向上しています²⁸。町丁目別でも高い増加を示す地区が多く、不燃化が高まっていることが伺えます。
- ・本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画²⁹（平成 20 年決定）、渋谷区地域防災計画³⁰（平成 25 年修正、平成 30 年修正）、渋谷区耐震改修促進計画³¹（平成 28 年改訂）、渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画³²（平成 27 年度策定）など、防災まちづくりが進捗しています。
- ・近年、集中豪雨や局地的大雨などが増加しています。

(2) 課題

- ・首都直下地震の発生が懸念されている中、区民や来街者の安全を守るため、関係機関や企業等との連携を強化するなど災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- ・日本有数のターミナル駅である渋谷駅を抱え、企業や学校、商業施設などが多く立地していることから、災害時に多数発生する帰宅困難者への対策が求められています。
- ・自助、共助、公助³³の精神を醸成し、いざというときに相互が協力して防災活動を行うなど、地域防災力の向上が求められます。
- ・本町二～六丁目地区は、平成 28 年 3 月 30 日に東京都による「木密地域不燃化 10 年プロジェクト³⁴」に基づく「不燃化特区³⁵」の指定を受け、避難経路の確保や不燃化の推進が課題となっています。
- ・また、地区内の老朽木造建築物の建替えと狭あい道路拡幅へ向けた取組みとともに、公園・広場等の用地を確保し、地域の延焼遮断帯¹⁰機能の強化を図る必要があります。
- ・来街者が渋谷のまちを安心して訪れることができるように防犯面での取組みを強化するとともに、地域のネットワークを活用した見守り強化などの取組みを進める必要があります。
- ・集中豪雨や局地的大雨などの水害への対策や、人命確保への対策が必要です。
- ・異常気象による新たな災害の頻発、大規模地震の予測や現場対応の経験等を踏まえると、今後の都市防災においては、これまでの既存「知」に頼るだけでなく、区が防災に関する最新「知」を絶えず集約し、それを渋谷民に発信して協働して防災への備えに当たることが必要です。

26.27.28.平成 28 年土地利用現況図より 29.P53 注 12 参照

30.災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、渋谷区の地域における災害対策に関する事項を定め、区民の生命や財産等を災害から守るとともに、被害の軽減を図ることを目的としている。

31.区民等の生命、身体及び財産を守るため、地震により想定される建築物の倒壊等の被害の低減を目指し、区内の特色を十分踏まえた効果的な施策を検討することにより、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とする。

32.都市再生特別措置法 19 条の 13 に基づき、渋谷駅周辺地域に関連する多様な主体で構成される都市再生緊急整備協議会が作成し、当地域における大規模な地震等が発生した場合におけるソフト・ハード両面の防災対策を都市再生に併せて整備するために定めたもの

33.家庭、地域、区及び関係機関が一体となった災害対策

34.10 年間の重点的・集中的な取組により、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにしていく。

35.木密地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度

10.P94 注 10 参照

2. 基本的な考え方

- ・燃えない、倒れない、震災に強い安全なまち、「にげないですむまち」の実現を目指します。
- ・災害時にも経済活動等の維持・継続が可能な市街地の形成を目指します。
- ・復興まちづくりに向けた準備を進めます。
- ・自助、共助、公助³³の精神を醸成し、区民、地域、行政が連携して地域防災力の向上を目指します。

3. 都市防災の方針

(1) 災害に強いまちづくりの推進

- ・緊急輸送道路周辺等を中心に、公共施設・民間建築物における耐震診断、耐震補強など耐震性の向上を促進します。
- ・延焼遮断帯¹⁰（道路や近接する耐火建築物等による帯状の不燃空間）の軸となる沿道建築物の不燃化を進めます。
- ・避難場所を継続して確保するとともに、避難場所の周辺地域における建築物の耐震化や不燃化の促進を図る必要があります。
- ・木造住宅密集地域¹¹において、道路拡幅やポケットパークを含む公園の整備、建築物の不燃化・耐震化を推進します。
- ・「不燃化特区³⁵」の指定を受けた本町二～六丁目地区は、老朽木造建築物の建替えと狭あい道路拡幅へ向けた取組みとともに、公園・広場等の用地を確保し、地域の延焼遮断機能の強化を図ります。

(2) 防災に資するオープンスペースづくり

- ・防災活動の拠点の機能を有し、延焼遮断空間ともなる公園やオープンスペースは、備蓄、トイレなど防災機能の強化を図ります。
- ・木造住宅密集地域¹¹における小さな空間に樹木等の植栽を施す「小さな森プロジェクト」で、みどり創出と防災機能強化を推進します。

(3) 水害対策

- ・集中豪雨、局地的大雨、台風などによる被害を防止するため、関係機関と連携して、渋谷川・神田川支流の水害対策の強化を図ります。
- ・浸水被害が発生している地域への対策として、雨水ます等の増設、雨水ますや取付管の清掃を図ります。
- ・鉄道駅や地下道、地下街などの地下空間における浸水対策を重点的に推進します。
- ・老朽化した下水道の再構築や、浸水対策、災害対策を関係機関と連携して進めます。
- ・浸透ますや貯留槽の設置など、雨水流出抑制の対策を促進します。

(4) 災害時の都市機能のマネジメント

- ・災害時の被害想定について、人的被害、建物被害、ライフラインの被害等を想定のうえ、避難所体制・備蓄の充実を図ります。
- ・電源供給の多重化や避難所へのWi-Fi整備など防災活動の拠点となる施設・設備の整備を進めます。
- ・高齢者や障がいのある人のための避難手段の確保と避難所の充実を検討するとともに、備蓄や電源の確保など医療的ケアを必要とする人の支援体制のあり方を検討します。
- ・避難生活において、各フェーズ（復旧段階）にあわせたアレルギー対応食品やペット用を含む生活必需品などの備蓄を充実させていきます。

- ・ドローンの活用をはじめ、高所カメラや防犯カメラの活用など ICT 活用による災害時における情報収集手段の強化を図ります。
- ・防災無線や防災専用ポータルサイトの拡充を含めた情報提供システムの整備及び災害時の公衆無線 LAN 等区内に配備された Wi-Fi スポットを活用した情報伝達手段の強化を図ります。情報伝達にあたっては多言語化に配慮します。

(5) 地域防災力の向上

- ・区民や事業者に対し、災害への対策や災害発生時の対応などの情報を提供し、防災意識の高揚を図るとともに、家具転倒防止金具等の防災用品の普及を進めます。
- ・避難行動要支援者の避難プランの作成、災害時ボランティア制度、帰宅困難者対策協議会の活動支援、多言語対応など共助のための取組みを推進します。
- ・災害時における資機材の供給、医療救護活動、帰宅困難者の受け入れなど、民間企業や大学など、各種団体との間で応援協定の締結を推進します。
- ・地域で互いに協力し合い、防火・防災知識の向上に努めつつ、災害時の被害を最小限で食い止めることができるよう、地区防災訓練や避難所運営委員会の支援を通じて自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、活動に新たな世代の参画を促し、地域防災力の向上を図ります。
- ・フェス形式のイベントなど、来街者も含んだ参加型防災訓練等を実施します。

(6) 復興事前計画等の検討

- ・迅速な都市復興と災害に強い市街地の形成に向けて、被災後の都市像や事業復興など、復興事前計画を検討し、復興まちづくりに向けた準備を進めます。
- ・想定外の災害時における活用や将来の更新プロセスを考慮し、計画的なオープンスペースの創出を図るとともに、平時はコミュニティスペースに利用するなど、多目的な利用が可能な土地利用を誘導します。
- ・災害時の備えとして、防火水槽や消火栓の整備に加え、水蓄熱槽や雨水の利用など、多様な消防水利を確保することで、まちの消火機能を強化します。
- ・災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置を促進するとともに、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及を促進します。
- ・都市開発諸制度³⁶や都市再生特別地区を活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電機設備の整備を促進するとともに、帰宅困難者の安全確保を図ります。
- ・都市基盤の整備状況など、地域特性を考慮した復興まちづくりの目標・方針を検討します。

(7) 帰宅困難者対策の推進

- ・渋谷区震災対策総合条例に基づき、大規模建築物の設置者や事業者と連携し、帰宅困難者支援（受入）施設の拡大を図ります。
- ・帰宅困難者支援（受入）施設の業務のマニュアル化やノウハウを共有することにより各施設の体制を強化します。
- ・災害時に帰宅困難者を円滑に誘導するため、大規模建築物の設置者や事業者と連携し、帰宅困難者受入施設の拡充を図ります。

36.公開空地の確保等の公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘導を図る制度で、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。

- ・官民連携による帰宅困難者対策を実行する場として、帰宅困難者対策協議会の取組みを支援します。
- ・防災ポータルサイトや駅前街頭ビジョンなどの ICT の活用や幹線道路沿道への屋外掲示型マップの設置などにより、帰宅困難者が必要とする被災状況、公共交通の運行状況、帰宅困難者支援（受入）施設の状況などの情報をリアルタイムで提供し地域の混乱を防ぎます。
- ・渋谷駅周辺地区の再開発の進捗、新たな災害対策の検討、PDCA サイクル³⁷による既存の災害対策の見直しなど、常に「渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画³²」の更新を行い、ソフト・ハード両面の災害対策を進めます。
- ・原宿・表参道駅周辺や恵比寿駅周辺等について、エリア防災計画³⁸の着実な実施に努めます。

（８）業務継続計画（BCP）³⁹の策定及び被災者生活再建支援システムの導入

- ・災害発生後も、円滑に行政運営や災害応急活動ができるよう、業務継続計画（BCP）³⁹の策定を進めます。
- ・建物の被害認定調査や、り災証明の発行、被災者台帳の作成等により被災した区民等の生活再建を円滑に支援ができるシステムの導入を進めます。

（９）インフラや公共施設等の適切な維持管理や更新

- ・道路、橋りょう、トンネル等のマネジメントについて、長期的な視点をもって計画し、耐震性向上を目的とした大規模改修・更新を推進します。

37. Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務改善を継続的に図る手法のこと
32.P110注32参照

38.首都直下地震などの大規模な災害が発生した場合、公共交通機関の運航停止に伴い多くの帰宅困難となった滞留者が発生し、駅周辺の集客施設等における大規模な混乱が予想されるが、駅周辺の混乱を防止し、滞留者の安全の確保を目的とし策定された計画

39.大規模地震発生時、重要業務を中断させず、あるいは早急に復旧させることを目的に、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来
社会の動き

2 渋谷区のおゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて



図 都市防災の方針図

- 凡例
- 特定緊急輸送道路（高速道路）
 - - - 特定緊急輸送道路（高速道路 トンネル部分）
 - 特定緊急輸送道路（高速道路以外）
 - 一般緊急輸送道路
 - 主要延焼遮断帯
 - - - 一般延焼遮断帯
 - 避難場所
 - 地区内残留地区
 - 不燃化特区対象区域
 - 帰宅困難者支援（受入）施設
 - 基盤整備に併せて不燃化を進める地域
 - 部分的改善に併せて不燃化を進める地域

1. 現況と課題

(1) 現況

- ・渋谷区においては、1990年代後半から2000年代初頭にかけて、パソコンをはじめとするOA機器、エアコン等の家電製品の普及等を背景に、エネルギー消費量が増加してきました。その後、機器の省エネルギー化が進んだことなどを背景にエネルギー消費量の伸びは鈍化し、東日本大震災以降、省エネルギー対策が一層進んだことで、エネルギー消費量は減少に転じています。
- ・渋谷区では、ヒートアイランド現象²による気温上昇が見られます。商業・業務地域が集積する谷地に熱がたまりやすい環境にあり、平成28(2016)年度に実施した区民等へのアンケート調査において、ヒートアイランド現象²に高い関心が示されています。
- ・国内外から多くの人が集まる商業・業務地では、食品をはじめ、多くのごみが排出されています。また、繁華街では、落書き、路上喫煙、たばこやごみのポイ捨て等が見られます。
- ・「持続可能な開発目標(SDGs)⁴⁰」など世界の動きを念頭に置きつつ、渋谷区においても、気候変動、循環型社会の形成、生物多様性の保全、教育等に関わる環境施策に取り組めます。

(2) 課題

- ・区民、事業者の日々の行動や高効率な機器の導入等により、電力、ガス等のエネルギー消費量を減らし再生可能エネルギー³の利用促進を両輪として進めていくことが必要です。民間企業の経済活動によるエネルギー消費量の割合が高い渋谷区では、特に事業所における取組みが重要です。
- ・個々の住宅、事業所においては、省エネルギー対策に加え、地域全体でエネルギーをより効率的に使っていくため、活発なまちづくりや再開発の機会を捉えて、地域冷暖房システム⁴¹の導入、建物・街区間でのエネルギーの融通、エネルギー管理システム(HEMS、BEMS等)の導入等を進め、エネルギーを効率的に使うことのできる都市を築いていくことが必要です。
- ・商業集積度の高い渋谷駅周辺や新宿駅南口周辺に存在する、オフィスや繁華街から排出される生ごみ等の未利用エネルギー⁴²の活用を進めることも必要です。
- ・オフィスや繁華街から排出されるごみを熱源として清掃工場から得られる熱や電力の活用を進めることが必要です。
- ・そのため、気候変動による影響への適応及びヒートアイランド現象²対策の2つの観点から、気候変動や気象災害、健康への影響等に関する知識の普及啓発、暑熱対策等を進めていくことが必要です。
- ・人口、事業所の増加、渋谷駅周辺をはじめとする都市の再開発等を背景に活発化する社会経済活動に伴い、環境に関する課題が生じており、落書き、路上喫煙、たばこやごみのポイ捨て等の問題への対応も必要です。
- ・区民の暮らしの場となる住宅地においては、生活環境の保全を図るとともに、みどりの保全と創出を通じて、魅力的で快適な住環境の形成に取り組んでいくことが重要です。

2.P53注15参照 40.P34注3参照 3.P36注5参照 41.P68注9参照

42.都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ、そのままか、あるいは、殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されている各種温度の熱エネルギー、ならびに自然に豊富に存在するものでその活用が都市環境に生態学的に影響を与えないと思われる自然エネルギーをいう。

2. 基本的な考え方

- ・脱炭素社会を見据えてエネルギー効率を高め、再生可能エネルギー³の利用を促進します。
- ・資源を持続可能に使う社会の仕組みづくりを進めます。
- ・環境のために行動する人と人がつながり、それが渋谷区らしいライフスタイル、ビジネススタイルとして浸透していくことを推進します。

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のあゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて

3. 都市環境形成の方針

(1) 省エネルギーの推進

- ・区全体のエネルギー消費量の大部分は、個々の住宅や事業所が占めているため、区民、事業者在省エネルギー行動を促していきます。
- ・住宅、事業所、区有施設の省エネルギー化（設備更新等）を進めます。

(2) 低炭素型都市の実現

- ・まちづくりにあわせて、エネルギー利用の最適化を図ることができるスマートエネルギーネットワークの構築、環境負荷の低い交通体系の構築等を進め、将来的な脱炭素化を見据えつつ、環境と経済の両軸が調和する低炭素型のまちづくりを推進します。
- ・高効率コージェネレーションシステム⁴³の導入、地域冷暖房システム⁴¹の導入など、地域全体で環境負荷低減を推進するために、持続可能な環境技術の導入を強化します。
- ・環境負荷の低いコミュニティサイクルや超小型モビリティ¹⁴の導入、区民等に向けた公共交通機関の積極的な利用の呼びかけ、自動車から自転車への利用転換等を進め、二酸化炭素排出量の削減を図りつつ、回遊性の高いまちづくりを進めます。

(3) 暑熱対策・ヒートアイランド現象²対策の推進

- ・都市部のヒートアイランド現象²緩和に向けた緑地や水辺空間の整備を推進します。
- ・暑熱対策の一環として、道路における遮熱性舗装の整備を検討します。

(4) 再生可能エネルギー³等の活用

- ・二酸化炭素排出量の削減に向け、住宅、事業所、区有施設における再生可能エネルギー³の導入を推進するとともに、開発事業等にあわせて都市内に存在する未利用エネルギー⁴²の活用等を推進します。

(5) 水素社会⁴への取組み推進

- ・水素社会⁴に対する理解を醸成していくとともに、燃料電池自動車や家庭用燃料電池を普及させることにより、水素社会⁴への取組みを推進します。

(6) リデュース・リユースを軸とした3R¹の推進

- ・ごみとなるものをできる限り発生させない社会を目指し、3R¹（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）に重点を置いたライフスタイルへの転換を促すための普及啓発や環境学習・環境教育を推進するとともに、区民がリユースに取り組みやすい情報提供やリユースに取り組む機会を提供していきます。リサイクルについてもこれまで同様に重要な取組みとして、集団回収、拠点回収、分別回収を推進します。
- ・今後、さらなる増加が見込まれる事業系ごみの対策として、事業者への意識啓発、一定規模以上の事業者による3R¹の促進等を進めます。

43.P68 注8 参照 41.P68 注9 参照 14.P61 注3 参照 2.P53 注15 参照 3.P36 注5 参照
42.P116 注42 参照 4.P80 注4 参照 1.P79 注1 参照

(7) 環境学習・環境教育の推進

- 区内の環境に関するデータや区の取組み等、環境に関する様々な情報を区民等及び事業者に向け発信し、環境について知る機会を提供していきます。また、子どもから大人まであらゆる世代が環境問題や、持続可能な社会の実現に向けて取り組むべきことを学ぶ機会を設けていきます。

(8) 生活環境の保全・美化

- 区民が安心して暮らせるまちをつくるため、大気環境の改善、自動車騒音、工場・作業場や建設工事等からの騒音・振動、日常生活騒音、飲食店の臭気などの近隣公害等への対応を進めるとともに、環境や健康に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質の適正管理を進めます。
- 住む人、訪れる人が気持ちよく過ごせる美しいまちをつくっていくため、「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」に基づき、区民等及び事業者と協力して、渋谷駅周辺をはじめとする繁華街で多発している落書き、シール貼りをさせないための対策を進めます。
- 関係機関と連携を図りながら、公共の場において行われている客引きや悪質スカウト行為等の防止に向けて、様々な啓発活動を実施することにより、安心して歩くことのできるまちづくりを進めます。
- 渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例に基づき、大規模建築物の建築主に対して、屋内に公共喫煙施設の設置を義務付けており、今後も継続して仕組みづくりを進めます。
- 非喫煙者の立場に立ち、区内の道路、公園、広場等の公共の場所を禁煙とし、受動喫煙防止を進めます。また、受動喫煙対策を施した喫煙所の設置も同時に行い、喫煙対策の強化を進めます。

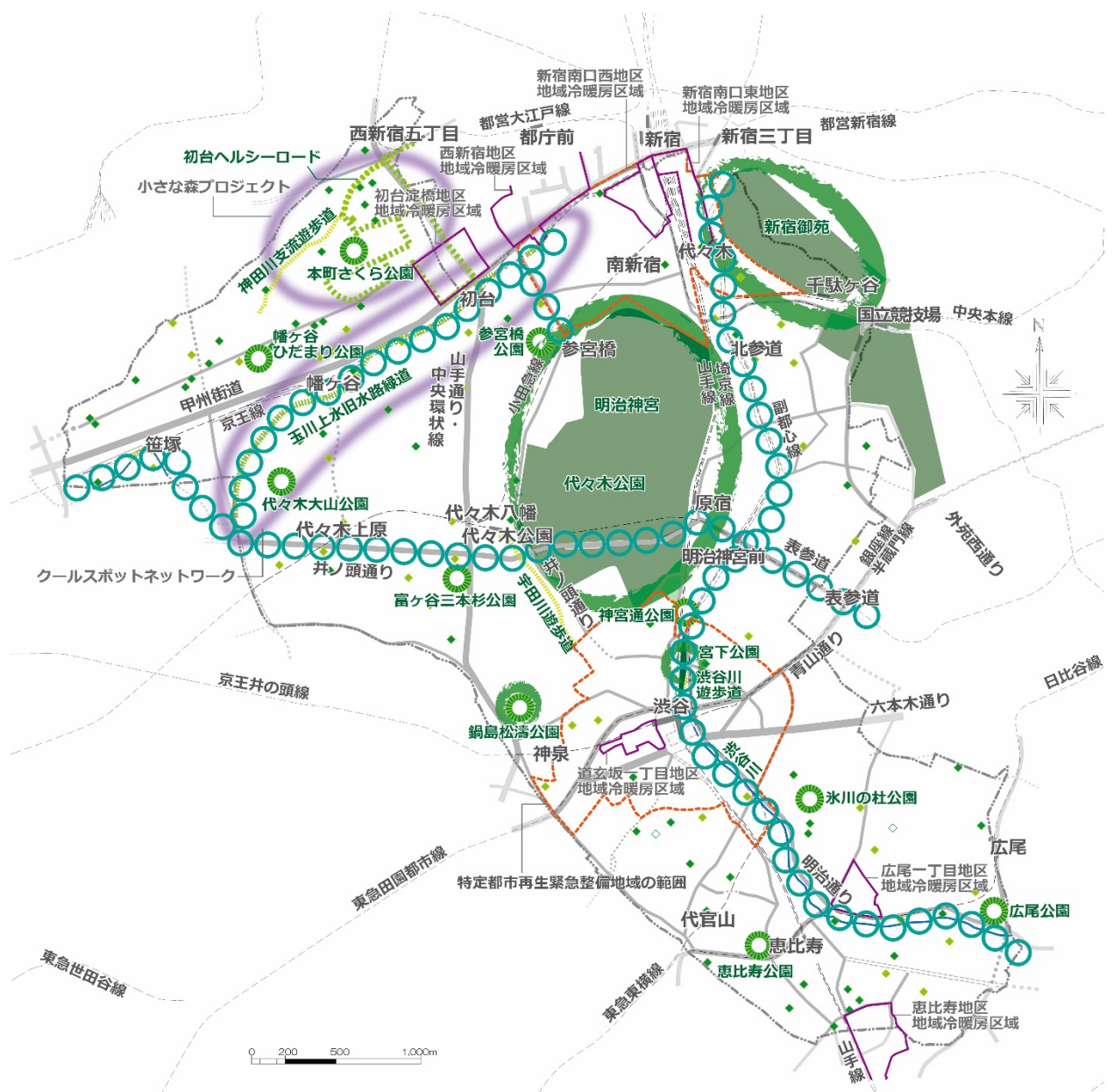


図 都市環境形成の方針図

凡例	
	渋谷区低炭素まちづくり計画における対象整備推進地域
	地域冷暖房供給区域
	渋谷川、玉川上水旧水路の開渠区間
	大規模緑地
	広域利用公園
	基幹公園
	公園
	児童遊園
	緑地
	鉄道
	みどりと水の空間軸
	遊歩道
	リーディングプロジェクト

低炭素型都市の実現に向けた技術の導入イメージ

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のあゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて



出典：渋谷区低炭素まちづくり計画（平成 26 年 6 月）を基に作成



1. 現況と課題

(1) 現況

- ・渋谷区の中央部には、明治神宮と代々木公園があり、このほかにも新宿御苑や明治神宮外苑などが近くにあり、大規模な公園緑地等に恵まれています。区立公園等にその他の公園等（明治神宮、新宿御苑、代々木公園、明治公園、遊び場）を加えた公園緑地の総面積は、約163.0ha、全区面積の10.8%、人口一人当たりの面積はおよそ7.33㎡となります⁴⁴。
- ・身近な公園に目を向けると、区立公園等の面積は、昭和25年では4箇所（約1.7ha）でしたが⁴⁵、その後年々増加しています。平成30年の区立公園等の内訳をみると127箇所（約16ha）のうち、総合公園2箇所（約1.0ha）、近隣公園2箇所（約1.6ha）、街区公園⁴⁶116箇所（約9.3ha）、緑道6箇所（約4.0ha）、都市緑地1箇所（約0.04ha）となっています⁴⁷。

(2) 課題

- ・区では公園等の整備を実施してきており、その数は増加傾向にあります。今後は、質的なみどりの増加も含めた公園等の整備が重要です。
- ・渋谷区は、樹木や草花で被覆された土地の割合を示す緑被率が平成25（2013）年度に21.3%に達し、23区内において5番目に緑被率が高い区となっています⁴⁸。しかし、緑被率のうち、台地上に位置する代々木公園、明治神宮の一部及び新宿御苑の一部の大規模緑地が全体の45%を占めています⁴⁹。一方、まちなかのみどりは充分ではないため、増やす必要があります。
- ・みどりの保全に関しては、「渋谷区みどりの確保に関する条例⁵⁰」に基づく保存樹木等指定制度により、樹木、樹林地の保護を進め、平成30（2018）年度時点で550本の保存樹木と19か所・約9.3haの保存樹林を指定してきましたが⁵¹、近年、保存樹木は減少する傾向にあり、引き続きみどりの保全と更新に努めていく必要があります。
- ・かつて渋谷区には、谷地には唱歌「春の小川」のモデルといわれる渋谷川の支流である河骨川が流れ、幡ヶ谷台地には江戸時代に開削された玉川上水が通っていました。現在、これらの大部分が暗渠化され、一部が緑道として整備されています。玉川上水旧水路緑道については、生活や自然、歴史・文化という背景を踏まえ、豊かな緑を保全しつつ有効活用していくことが必要となっています。
- ・緑化の推進に関しては、「渋谷区みどりの確保に関する条例⁵⁰」に基づき、新築や増改築する際に緑化を義務付け、屋上・壁面緑化を含め、様々な緑化を進めてきました。しかし、市街化が進んだ渋谷区において、新たにみどりを増やしていくことは容易ではないこと、屋上部のみどりは区民等が地上部から実感できるものではないことなどが課題となっています。今後は、量としてのみどりを増やすだけでなく、多様な手法によって、「見えるみどり」、生きものを育むみどり、地域防災機能の向上につながるみどり、ヒートアイランド現象²の緩和に寄与するみどりなど、魅力的で質の高いみどりを創出していくことが必要です。
- ・街路樹の老木化等が進んでおり、適切な管理と更新が必要です。

44.45. 渋谷区の土地と建物（H30年3月）より

46.もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

47.東京都建設局 公園調書（平成30年4月1日現在）より

48.49.渋谷区環境基本計画（H30年4月）より

50.区内の緑化を推進し、みどりを確保することにより、区民の健康で快適な生活環境の維持向上を図ることを目的とした条例

51.渋谷区勢概要2018より 2.P53注15参照

2. 基本的な考え方

- ・みどりがつながり、多様な生きものを育むみどり豊かなまちづくりを進めます。
- ・官民が連携して、みどりの保全・更新・創出に努めます。
- ・みどりの景観保全とみどりと水の空間軸の形成、壁面緑化や屋上緑化などにより、渋谷区の魅力を高めます。
- ・パブリックスペース¹³としての利活用など、公園、緑地、広場等の魅力化を進め、住んでいる人、訪れる人が憩えるようにします。

13.P61 注2 参照

3. みどりと水・潤いのあるまちづくりの方針

(1) みどりと水のネットワーク

- ・公園、緑道、渋谷川等で形成・保全してきたみどりと水を更新・再生していきます。また区民等と協力して身近な樹木、緑地の管理等を進めます。それによりみどりと水の空間軸を実現します。
- ・緑道の整備を区民等と連携しながら推進し、良好な景観を維持しつつ、みどりの保全・更新を積極的に推進します。
- ・玉川上水旧水路緑道は、生活や自然、歴史・文化という背景を踏まえ、豊かなみどりを保全しつつ有効活用していくために、新たなニーズに即した再整備を行います。

(2) みどりの保全・更新・創出

1) 公園等の整備

- ・公園整備においては、地域参加による公園の整備、事業者の資金やノウハウを生かした公園の整備・管理を導入します。地域内で核となる公園（基幹公園）は、基本的に、運動、遊び、健康増進、安らぎ、集い、防災といった機能が備えられるように整備を行います。その他の公園は、地域ごとの課題や、まちづくりの考え方、地域性を踏まえ、さらに地域における公園機能の充足状況によって、不足機能の充足を図るように整備をします。
- ・遊歩道については、公園と公園をつなぐネットワークとし、ネットワークで繋がった公園に健康遊具やウォーキングコース等を重点的に整備するとともに、休息施設の充実を図ります。
- ・公園等の緑地におけるにぎわいの創出と付加価値向上さらには維持管理費用節減を目的として、民間の活力を導入し、公園でのカフェ等の整備や公園管理の一部委託等を推進します。
- ・宮下公園等の整備においては、地域のにぎわいの創出及び公園機能の確保等を目的とし、一体的な整備を進めます。
- ・鍋島松濤公園は、江戸時代の大名屋敷跡に位置し、区の歴史を伝えており観光資源としても重要な公園です。また渋谷区景観計画⁵²における景観重要公共施設にも位置付けられており、良好な景観形成にとっても大きく寄与する公園です。都市部に位置しながらも歴史を感じることができる落ち着いた公園として保全・管理を行います。
- ・既存のみどりの保全・更新・管理を行い、死角をなくし、また防犯カメラ等を設置し、地域の安全性向上につなげます。
- ・街路樹の老木化等が進んでおり、適切な管理と更新が必要です。

2) 多様な緑化

- ・多様な緑化手法や、都市開発や民間活力と連携した質の高い緑地整備等により、住宅地から商業地までまちのあらゆるところに魅力的なみどりを創出し、みどり豊かな都市景観の形成、潤いの創出につなげていきます。
- ・生物多様性の考え方を取り入れながら、建築物の壁面緑化や屋上緑化、緑化を通じた緑陰の形成、道路などにおける街路樹の適切な管理等を推進し、快適な都市空間の形成、ヒートアイランド現象²の緩和につなげていきます。

- ・一定の大きさ以上の土地等を対象として本区との契約のもと、緑地や緑化施設を公開する制度を検討します。
- ・開発行為によって整備される公園等に、周辺住民が積極的に活用することができ、良好な景観形成に寄与するような、質の高いみどりの導入・配置を促進します。

(3) みどりを生かした魅力づくり

- ・オープンスペースの舞台化、路地裏の緑化による歩いてめぐるとの楽しみによってまちの魅力を創出します。拠点周辺では緑と光のネットワークを創出することで夜でも安心して歩いたりジョギングをしたりできる空間形成を促進します。
- ・地域の魅力づくりの観点から、屋上緑化に加え建物等における壁面を利用した緑化を推進します。意匠性の高い壁面緑化や地域の景観形成に大きく貢献するような壁面緑化事例を公表し、デザイン性の高い見えるみどりを増加させます。
- ・公園や緑道だけでなく、道路上の花壇等を、区民等と協働で維持管理を行い、地域における良好な景観形成を促進します。

(4) 多様な主体による公園・オープンスペースの魅力づくり

- ・量としてのみどりを増やすだけでなく、見えるみどりや憩いや潤いを与えるみどりなど、質的なみどりの向上を図るため、みどりの保全・更新・創出・啓発を推進します。区民や事業者と協働で自主管理花壇などみどりを創出するほか、PPP(官民パートナーシップ) 事業による緑地等の整備を進めていきます。
- ・「パークマネジメント(行政主導の事業手法から転換し、区民・NPO・企業と連携しながら公園の整備・管理をすること)」を推進し、民間活力による公園の魅力化を図ります。
- ・商業・業務系市街地における公園・オープンスペースについては、パブリックスペース¹³としての利活用を地域特性に応じて進めます。
- ・区民等による管理運営を中心として、区立学校の校庭等の敷地を利用した天然芝生化を推進し、スポーツ活動の中でみどりを育む機会増加を推進します。
- ・はるのおがわコミュニティパークで行っている、冒険遊び場事業(プレーパーク²⁴)を拡大していくよう検討していきます。
- ・オープンスペース・緑地の機能として、地域交流空間として使われることが重要であり、広場やベンチの配置など、滞留空間としての整備を推進します。
- ・多様な主体による地域のコミュニティイベントなど、公園、緑地、広場等の整備及び利活用を進めることにより、地域コミュニティの形成を推進します。

(5) みどりと生物多様性の保全

- ・区内に生息する生きもの及びその多様性の保全を図り、質の高いみどりを育成していきます。

(6) みどりの啓発

- ・区内のみどりと生物多様性の保全に関する区民等及び事業者の意識を醸成していきます。
- ・みどりに関する情報発信等を進め、区民等がみどりを身近に感じる機会を充実させていきます。

- 区内の環境に関するデータや区の実践等、環境に関する様々な情報を区民等及び事業者に向け発信し、環境について知る機会を提供していきます。また、子どもから大人まであらゆる世代が環境問題や、持続可能な社会の実現に向けて取り組むべきことを学ぶ機会を設けていきます。

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のおゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて

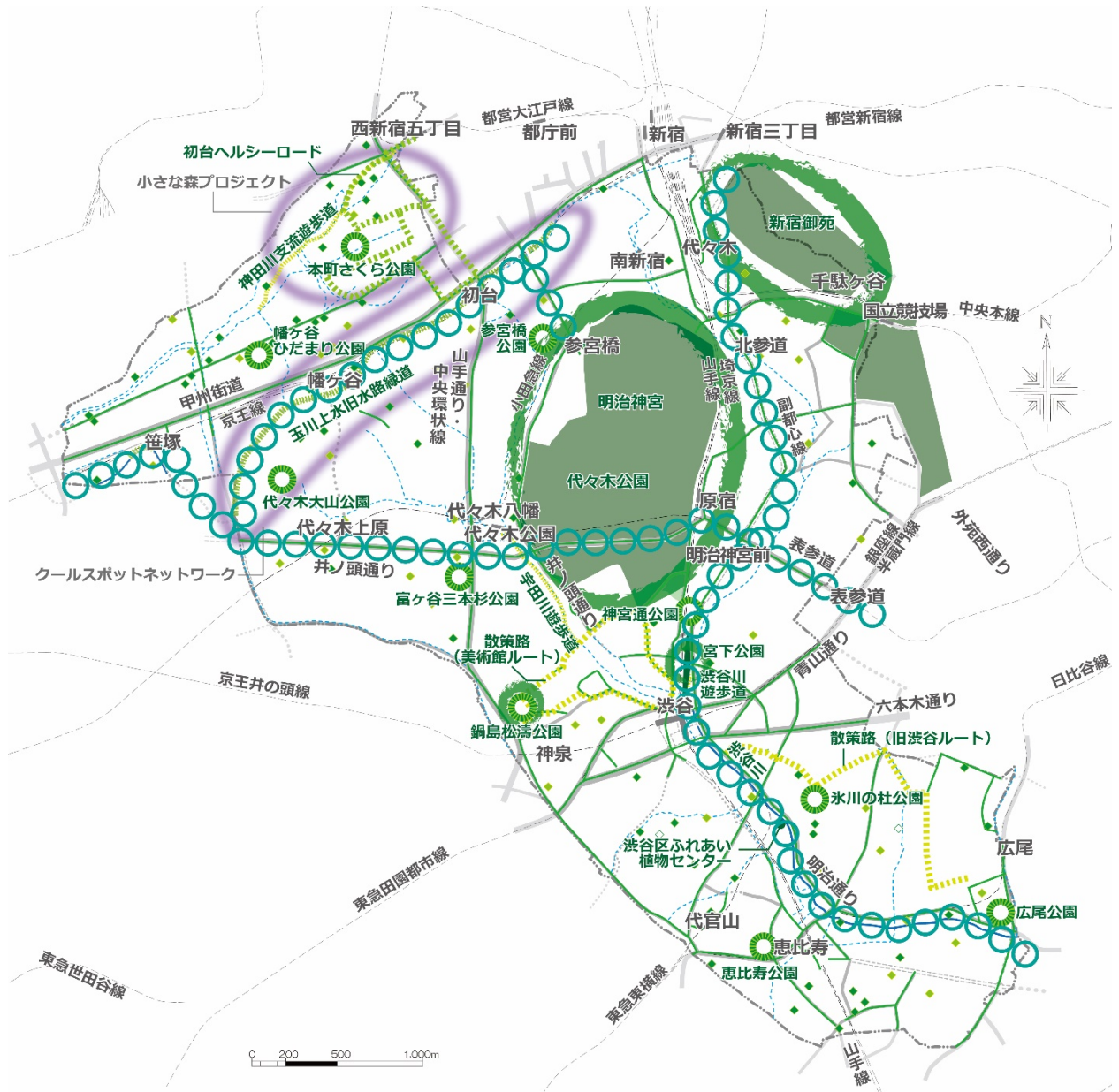


図 みどりと水の方針図

凡例	
	渋谷川、玉川上水旧水路の開渠区間
	暗渠
	緑道
	緑の大通り
	大規模緑地
	広域利用公園
	基幹公園
	公園
	児童遊園
	緑地
	鉄道
	みどりと水の空間軸
	散策路
	遊歩道
	リーディングプロジェクト

1. 現況と課題

(1) 現況

- ・渋谷区では、台地に谷が入り組む変化のある地形の上に、商業・業務機能と住機能が共存する、特徴的な景観が多く見られます。
- ・新宿御苑、代々木公園、明治神宮といった、都心部における貴重な大規模緑地が存在することが、渋谷区の景観の特徴となっています。
- ・近年、都心回帰の傾向が続き、高層マンションの建設や既存の住宅団地の建替え更新など、景観が変化しています。
- ・渋谷、恵比寿、代々木駅周辺や甲州街道、明治通りなどの幹線道路沿道には高層建物が建ち並んでいます。
- ・渋谷駅及び周辺における開発が進んでおり、景観が大きく変わりつつあります。
- ・渋谷区では、突出した高さの建築物の建築の防止など、現状の街並み景観に配慮するため、建築物の絶対高さを制限する高度地区を定め、平成 20 年 12 月から施行しています。
- ・景観法に基づく「渋谷区景観計画⁵²」を平成 24 年 10 月に策定し、地域に密着した景観形成を進めています。
- ・地区計画、認定まちづくり協議会、わがまちルールなど、地域特性に応じたまちづくりにより良好な景観形成に取り組んでいます。
- ・渋谷区では今後、国内外から訪れる多くの方々が、渋谷を巡り歩いて楽しめるような公共サインを整備していく必要があり、分かりやすい統一的な公共サインを整備するため、平成 30 年に区内全域を対象とする「渋谷区公共サインガイドライン¹⁵」を策定しました。

(2) 課題

- ・大規模な緑地内部からの広がりのある眺めとの調和、坂や暗渠上部の緩やかな曲線を描く道路など特徴ある地形、みどり、歴史・文化的資源の歴史的な文脈等を踏まえた景観形成が必要です。
- ・主要駅周辺においても新たなまちづくりが進んでおり、地域の個性を發揮し、より多くの来訪者を誘うような、魅力ある、新たな景観を創出することが、重要な課題となっています。
- ・区と区民、企業等の協働により、渋谷区の特徴的な景観を生かし、住み続けたいと思えるまち、訪れたいまちとなるように、今後とも良好な景観を保全・創出していく必要性が高まっています。

2. 基本的な考え方

- ・商業・業務中心地区、回遊性のある複合系市街地や、広域幹線道路において、渋谷区を象徴する景観を形成します。
- ・住宅地においては、多様で豊かな緑の維持・保全を図ることにより、地域と調和した景観の形成を図ります。
- ・地形の特性、みどり・河川等の自然の特性、歴史・文化の特性、都市におけるにぎわい・交流空間の特性、住環境との調和を踏まえた景観を形成します。
- ・区民を主体とした関係者の参加と協働による、地区の特性を生かした景観を形成します。

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のあゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて

3. 都市景観形成の方針

(1) 地域特性に応じた景観形成

- ・商業・業務中心地区、回遊性のある複合系市街地や、広域幹線道路において、渋谷区を象徴する景観を形成するとともに、地区や拠点ごとの個性・スケール感に応じた景観を実現します。
- ・住宅地においては、良好な居住環境を守るため、多様で豊かな緑の維持・保全を図ることにより、周辺の街並みと調和した落ち着いた落ち着いた景観の形成を図ります。
- ・坂や旧河道の緩やかに曲がる地形、みどり・河川等の自然の特性を生かした景観形成を図ります。
- ・江戸時代から継承される街割り⁵³や、文化財など、歴史的資産を生かした景観形成を図ります。
- ・都市におけるにぎわい・交流空間の特性を生かした景観形成を図ります。
- ・住民主体のきめ細かい活動による、地区の特性を生かした景観形成を推進します。
- ・シンボルとなる眺望対象が遠方にあるなど、眺望が広域にわたる景観については、広域的な景観形成の取組みを、関係する景観行政団体と連携して進めます。
- ・渋谷区景観計画⁵²に基づき、一定規模以上の建築物を建築する場合等は事前協議を行い、景観審査会及び景観アドバイザーによる指導・助言等により、良好な景観形成を推進します。
- ・渋谷駅中心地区においては、質の高い景観形成の実現に向け、適切な誘導を図ります。

(2) ゆとりと潤いのネットワークの形成

- ・大規模緑地を拠点とし、水辺空間の再生や緑化などにより、ゆとりと潤いのネットワークや、みどりある景観形成を図ります。
- ・都市計画道路整備にあわせた沿道景観形成や、景観形成特定地区等におけるシンボルとなる通りの景観形成など、関係団体と連携しながら沿道の建物と街路樹が一体となった魅力づくりを進めます。

(3) 歴史的建造物の保全と活用

- ・神社・寺院、現存する主な近代の建築物といった歴史的建造物等の保全を図るとともに、地域の景観形成に生かします。

(4) 多様な主体による景観形成の取組み

- ・多様な主体によるマネジメント活動等により、地区の市街地特性を生かした景観を形成します。
- ・利用価値の高い公共空間について、景観整備による魅力の向上やアクティビティの創出に取り組み、エリア一体での価値向上につなげます。

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のみゆめと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて

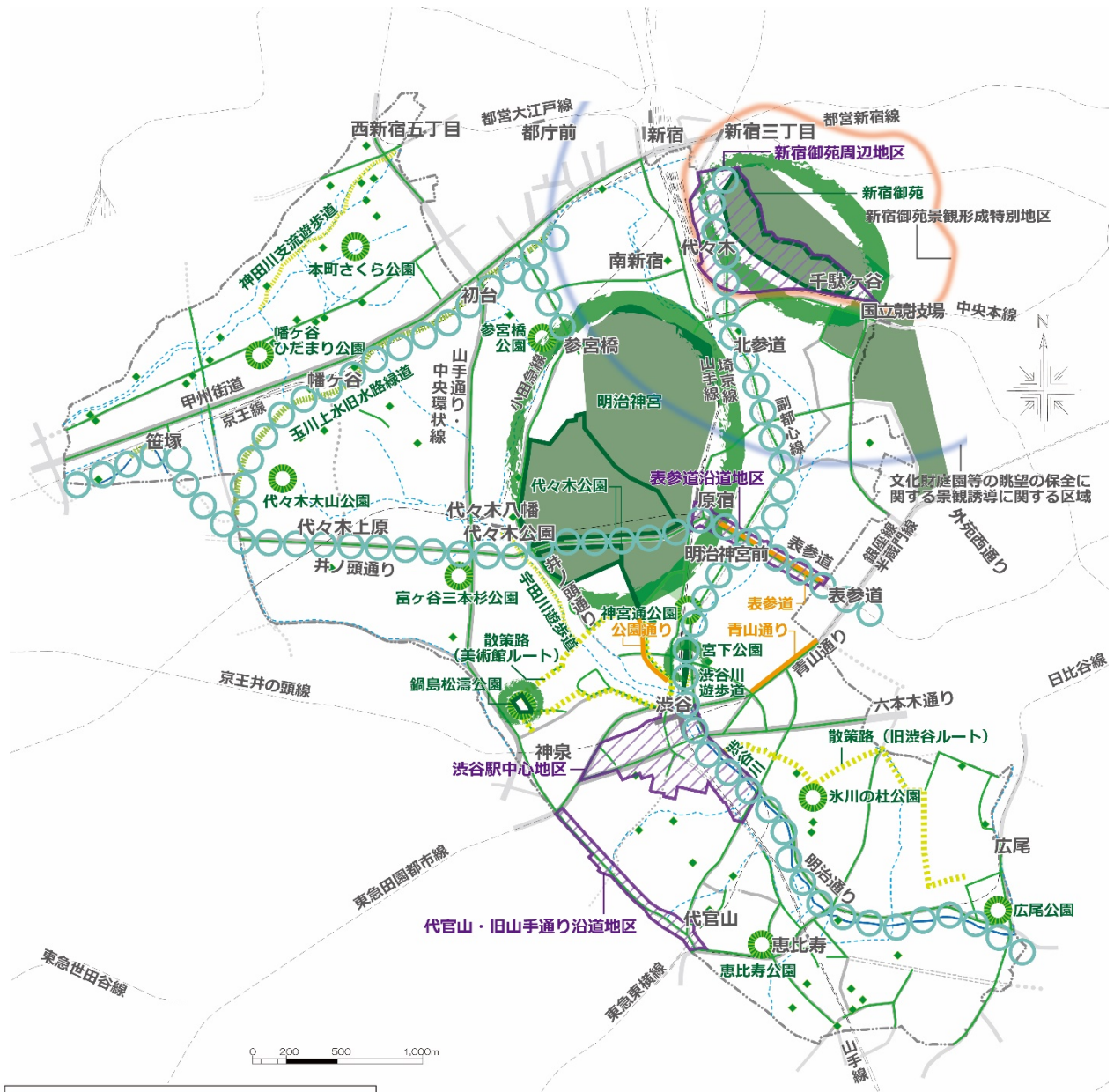
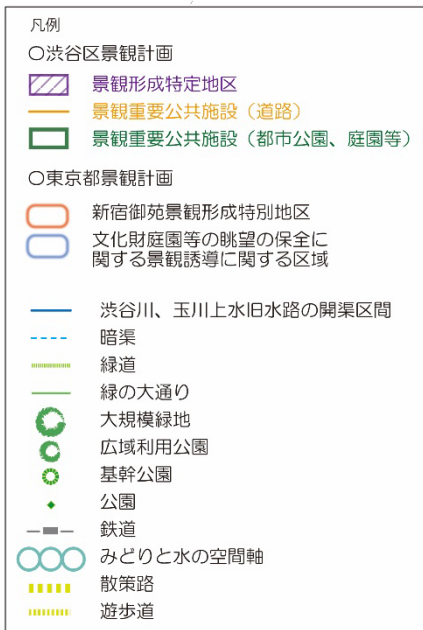


図 都市景観形成の方針図



1. 現況と課題

(1) 現況

- ・渋谷区は寛容なまちであり、多くの多様な人々を受け入れ、新たな文化を生み出してきました。数多くの歴史文化や伝統文化、芸術文化、ファッションやデザイン、生活文化、ストリート文化を育んできました。文化多様性そのものである「渋谷カルチャー」を生みつづける土壤があります。
- ・渋谷区に立地する事業所は、「情報通信業」と「学術研究、専門・技術サービス業」の割合が23区全体と比較して高いです。また、デザイン業・写真業・映画館・興行場（映画館、ライブハウスなど）・ファッション・美容業など、クリエイティブコンテンツ産業が集積しています。また、大学や専門学校、コワーキングスペース⁹が多く立地しており、渋谷で学び、働く環境が充実しています。
- ・東京都を訪れる外国人旅行者の訪問先は、渋谷が上位となっています。また、渋谷を訪れる外国人旅行者は、米国・カナダ・ヨーロッパ諸国など欧米諸国の国籍が多くなっています。
- ・商品を購入する「モノ消費」から、体験に価値を見出す「コト消費」への転換が進む中、渋谷区の小売業は、事業所数・従業者数及び年間販売額ともに減少しています。多様なサービスにより、渋谷における体験価値の向上が望まれます。

(2) 課題

- ・にぎわいあるストリートを生かすなど、新しい文化やエンタテインメントを生み出すための環境形成が求められています。
- ・多彩な文化が融合し、渋谷カルチャーをさらに進化させ、世界にアピールしていくことが、国際都市として求められています。
- ・より多くの方が渋谷区に愛着と誇りを抱くことができるように、渋谷区の歴史や伝統文化などについての学習機会を増やす取組みを推進していくことが必要です。
- ・情報通信業、ファッション、デザインといった渋谷らしい産業の支援のみならず、さらに産業を集積させるための創業や新規事業展開に資する環境形成が求められています。また、事業者間のエコシステム⁵⁴を創出するため、産業が集積しやすいまちづくりが必要です。
- ・ナイトライフ⁵⁵など、渋谷を訪れる人が渋谷で過ごす時間をより充実できるよう、宿泊施設の整備を進めることが必要です。
- ・今後も国内外の観光客が魅力を感じることでできるまちであり続けるために、誰もがまちなかを回遊しやすいような質の高い情報発信が必要です。
- ・商店街が自らブランディングし、地域コミュニティ形成の場としての機能をさらに強く発揮するための支援が必要です。

9.P77 注2 参照

54.複数の企業が商品開発や事業活動などでパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かしながら、共存共栄していく仕組み

55.夜の観光

2. 基本的な考え方

- ・成熟した国際都市にふさわしいビジネス環境を整えます。
- ・新しいビジネスが生まれる産業創造の場をつくります。
- ・文化・エンタテインメントの拠点の創出を推進します。
- ・渋谷の観光要素を世界に情報発信する取組みを推進します。
- ・昼も夜もエンタテインメントや文化を体験する場をつくり、世界中の人々を惹きつけます。

3. 産業・文化・観光まちづくりの方針

(1) 国際都市にふさわしいビジネス環境

- ・情報通信業をはじめとしたクリエイティブ産業やコンテンツ産業のさらなる集積を誘導するなど、地域優位性を持つ区内産業の育成を図ります。
- ・拠点ゾーン等において、幅広いニーズに応えるワークプレイスや高機能オフィスの導入を図ります。
- ・渋谷の特徴である「ファッション」や「デザイン」等の分野をはじめ様々な分野において、インキュベーション⁵⁶施設等の充実を図り、将来、世界で活躍するような若手人材の育成を促進します。
- ・複数の企業が商品開発や事業活動などでパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かしながら双方ともにさらに発展していくエコシステムを浸透させ、企業間マッチング、情報提供・共有などの支援を実施することで、産業が集積しやすいまちを目指します。
- ・「渋谷ブランド」の認知度向上のための情報発信を推進することで、区内の産業活性化につなげます。

(2) 新しいビジネスが生まれる産業創造の場の形成

- ・スタートアップ施設、インキュベーション⁵⁶施設、シェアオフィス等の誘導を図り、産業創造のための環境を形成します。
- ・カンファレンス、交流スペース、国際交流ゾーン、産学連携施設、メディアセンター等の誘導を図り、新しい価値創造の場を形成します。
- ・これまで渋谷カルチャーをリードしてきた「ファッション」、「音楽」等の分野をさらに発展させるため、この分野に携わるアーティストに対し、ファッションインキュベーション⁵⁷や活動の場の提供などの支援を推進します。
- ・渋谷に集まる様々な分野の文化、産業がコラボレーションし、混ざり合うことで生まれるこれまでにない新たな文化を創造する場を創出するため、コワーキングスペース⁹などの施設整備や交流セッションなどの実施を推進します。
- ・高齢者や障がい者をはじめ、地域の多様な人々を支える福祉産業の活性化を図ることにより地域の活性化につなげていく「福祉のまちづくり」実現のための支援など、多種多様なスモールビジネスが生まれ、育ち、地域産業の活性化につながるよう、スモールビジネスを展開する事業者に対し、支援の強化を図ります。
- ・笹塚・幡ヶ谷・初台駅周辺などをはじめとした拠点ゾーンでは、区民や事業者等が協力・共創してまちの未来を描いていくササハタハツまちづくりを推進することにより、多様なプロジェクトの実施や、地域主体のまちづくりを担う人材の育成に取り組みます。
- ・業務機能が集積する地区や、ファッション・アートについて発信力を有する学校が立地する地区から明治神宮に繋がる緑豊かな街並みを擁した西参道エリアについては、ライフスタイルの提案機能やクリエイティブ機能などの多様な機能が集積し、にぎわいや文化の交流を創出するまちを目指します。

56.創業を目指す人や創業間もない企業、新分野へ展開しようとする企業に対して不足する資源（ソフト支援サービスや、低賃料スペースなど）を提供し、その成長を促進させる、新たな事業を創出するための一連の支援システムと連携活動

57.ファッションデザイナー及びアーティストなどに対するオリジナルブランド創業等への支援

9.P77注2参照

(3) 文化・エンタテインメントの拠点創出

- ・世界も視野に入れた文化・エンタテインメントに関する情報発信の中心となる拠点の創出を図ります。
- ・劇場をはじめとした文化・エンタテインメントに関する施設間の連携を図ることにより、それぞれの施設が持つ企画力を生かした共同イベントを実施するなど、新たな文化・エンタテインメントを創出していきます。
- ・ファッション、音楽、食文化、伝統芸能、観光、スポーツ等と連携したイベントにおける情報発信を通じて、渋谷カルチャーの振興を図ります。また、渋谷カルチャーに触れ、購入し、味わう施設の誘導を図ります。
- ・かつて渋谷駅周辺のにぎわいづくりに寄与した歩行者天国を思わせる、ファッション、音楽、食文化、芸術、スポーツ等のイベント等を実施することにより、新たな文化を生み出す場としても活用して、ストリートカルチャーの振興を推進します。
- ・常に何かが起こり、何か生まれているまちとして、世界中のクリエイティブクラス⁵⁸を惹きつけるイベント等を実施したり、情報発信を強化するほか、外国人等をはじめ、障がい者等あらゆる人々が文化芸術活動に参加できる場を創出することなど、文化においてもダイバーシティ¹⁹&インクルージョン²¹を浸透させることで、渋谷カルチャーへの理解を促します。
- ・これまで主催者や各劇場が個々に行っていた区内の様々な文化・エンタテインメントに関する情報を連携・集約し、総合的に発信する仕組みづくりを進めます。

(4) 地域文化の振興

- ・地域に根ざした文化芸術の振興発展を図るとともに、文化総合センター大和田のさくらホールや伝承ホール、渋谷公会堂、松濤美術館等の区内文化施設を活用し、子どもから高齢者までが楽しめるコンサートや演劇等を開催し、区民の作品展や障がい者の作品などを展示するほか、区民参加型の文化芸術事業を実施するなど、あらゆる世代が多彩な文化に親しむ機会を創出します。
- ・国立能楽堂を核とした能楽文化や、将棋会館を核とした将棋文化など日本伝統の文化遺産を保全・継承、活用することにより、区民が文化芸術に触れる機会を創出します。
- ・高齢者や障がい者を含めて、誰もが多様な文化芸術活動に参加できるようにするとともにこれまで取り組んできた文化活動の成果を発表する機会を創出します。
- ・高齢者や障がい者等が文化芸術を鑑賞しやすいようにするために、区内の各文化施設と連携して、サポート体制の充実を図ります。

(5) 文化遺産と伝統文化の保全と継承

- ・旧朝倉家住宅における茶席の開催や演奏会などの実施を通じて、歴史的建築物の背景の理解と、維持・保全及び活用を進め、地域の魅力の向上を図ります。
- ・明治神宮宝物殿や区指定文化財である金王八幡宮や代々木八幡遺跡など、史跡や歴史的な景観などの維持・保全の取組みを通じて、魅力的な地域づくりを進めます。

(6) 地域コミュニティの形成

- ・いつも誰かに会えるような、コミュニティスペース、地域交流施設、広場・ポケットパーク等を誘導し、地域における文化交流につなげます。

58. 価値を新しく作り出す人々
19.P3注4参照 21.P3注5参照

- ・地域独自のお祭りをはじめ、地域に根ざした固有の伝統や文化の伝承に関するイベントの実施への支援を通じて、地域の多世代交流、外国人等との交流を促進し、観光振興を図ります。
- ・商店街や地域と民間企業が連携し、民間企業の持つ資金力や自由に柔軟な発想や手法を活用した様々なイベントを開催することで、商店街のにぎわいを創出し、地域の活性化、魅力向上につなげます。

（７）渋谷の観光要素の情報発信

- ・オープンスペースの舞台化、水辺の広場でのイベント、路地裏の緑化による歩いてめぐる楽しみ、夜でも楽しいまち、光のネットワークなどにより、にぎわいを創出します。
- ・外国人観光客の増加に対応し、誰がどこにいても渋谷のまちなかを回遊しやすいように、ICTを活用した多言語対応の観光マップの充実を図ります。
- ・あわせて、外国人向けに観光資源の開発を進めるとともに、快適な滞在を支える環境整備や観光ルート開発などを行い、渋谷区における観光産業の活性化を目指します。
- ・渋谷カルチャーを国内外に発信し、インバウンドを含めた来街者を増やすために、文化・エンタテインメントに関する情報発信拠点づくりとあわせ、情報発信のための多様なチャンネル（デジタルサイネージ⁵⁹等）を活用するなど、新たな取組みを推進します。
- ・区内拠点に無料観光 Wi-Fi を整備し、区民及び国内外からの来街者が、通信のストレスフリーになることを目指します。
- ・多様な宿泊ニーズの受け皿として期待されている住宅宿泊事業（民泊）・バケーションレンタル⁶⁰について、関係機関との連携のもと、「渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の適切な運用に努めます。

（８）昼も夜も楽しめる都市

- ・昼も夜もいつでもエンタテインメントや文化を体験するための、劇場、ホール、ギャラリー、スタジオ、スポーツ施設、イベント広場などの誘導を図り、世界中の人々を惹きつけます。
- ・カウントダウンや渋谷盆踊りなどのイベントにおいて、自由に柔軟な発想や手法を持つ民間企業と連携することにより、渋谷の魅力のさらなる向上を目指します。
- ・区内に点在する飲食店をはじめとした食に関する多様な地域資源が多く存在していることから、これらの資源を発信することにより、魅力あるまちづくりを推進していきます。
- ・楽しく快適な滞在を支える環境を整えるため、ホテルなどの宿泊施設の充実・強化を進めます。

59.P22 注3 参照

60.一軒家やリゾートマンションのようなコンドミニアム等を貸し切って余暇を過ごす仕組み

0 まちづくり
マスタープランとは

1 渋谷民が描く未来

2 渋谷区のあゆみと
社会の動き

3 渋谷区が目指す将来像
とまちづくりのアプローチ

4 目指すべき
都市構造

5 分野別
まちづくりの方針

6 地域別
まちづくりの方針

7 まちづくりの
実現に向けて



図 歴史文化や伝統文化など

凡例	
●	渋谷区の主な文化財等
■	神社・寺院
●	現存する主な近代の建築物



図 イベント・生活文化・ストリート文化など

- | 凡例 | |
|-----|------------------|
| ● | 地域資源となるスポット |
| ● | 主なイベント |
| ● | 映画館 |
| ● | ライブハウス |
| --- | まち歩きコース
(11色) |